

### 巻末資料 3 合法性確認の仮想事例



# 合法性確認の仮想事例

## 目次

仮想事例 1：米国産丸太 .....	1
仮想事例 2：カナダ産製材 .....	11
仮想事例 3：オーストリア産製材 .....	25
仮想事例 4：インドネシア産合板 .....	41
仮想事例 5：中国産集成材 .....	57

## 仮想事例 1：米国産丸太

日本の木材商社である A 社は、継続的に取引のある米国の B 社から輸入する丸太に対して、以下のとおり合法性の確認等を行った。

手順 1	<p>B 社との取引に際し、樹種、伐採国の情報を確認し、取引書類への記入を依頼した。またこの際、効率的に合法性確認を行うため、第三者機関による認証等を取得している場合は、そのことを証する書類についても、補足情報として提供を依頼した。</p> <p>その結果、商品が届くまでに、以下の①、②の書類の提供を受けた。補足情報として、同社の HP に掲載された環境関連方針の情報を得た。</p> <p>① Bill of Lading (船荷証券)</p> <p>② SFI Forest management activities; planning, harvesting, silviculture on company lands in the United States(SFI の森林管理認証書)</p>
手順 2	<p>「DD 手引き」のチェックリスト 1 を活用し、手順 1 で提供された上記の書類に、必要な事項が含まれているかを確認した。</p> <p>提供された書類や作成したチェックリスト 1 等を踏まえ、「DD 手引き」のチェックリスト 2 を活用し、調達する木材について、以下のとおり違法伐採リスクの評価を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 全量がダグラスファー（米松）であることを確認した。伐採国については、全量が米国産であることを確認した。【チェックリスト 2：1（2）（3）】</li> <li>• 調達した木材に対する合法性証明は得られなかった。【チェックリスト 2：2】</li> <li>• 同社との取引において、これまで合法性に関する問題がなかったことを確認した。【チェックリスト 2：3（2）】</li> <li>• 調達先は SFI の FM 及び CoC 認証を取得していた。【チェックリスト 2：3（3）】</li> <li>• 調達先より、森林認証取得状況を含む環境関連情報を掲載した HP 情報を取得した。【チェックリスト 2：3（4）】</li> <li>• ダグラスファーが米国に分布する樹種であり、禁伐となっておらず、違法伐採の事例がないこと、及び取引された丸太が植林木であることを確認した。【チェックリスト 2：5（1）（2）（3）（4）（5）】</li> <li>• これらを踏まえ、違法伐採リスクは無視できると評価し、合法性が確認できたと判断した。</li> </ul>
手順 3	<p>手順 2 で合法性が確認できたと判断したため、実施しなかった。</p>
記録保存	<p>作成したチェックリストと①、②の書類を電子データとして保存した。</p>
販売先への提供	<p>調達した丸太の販売時に、合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨を納品書に記入し、販売先に提供した。</p>

チェックリスト1 (米国産丸太)

枠あり

基本的な使用方法

枠なし

より効果的な使用方法

木材等の合法性の確認のためのチェックリスト		
		記入日: ○○年 ○月 △日
取引内容: 米国産ダグラスファー丸太の輸入		
取引相手: B社(責任者:○○部□□課△△氏)		
担当者: ●●部■課▲▲		
責任者: ●●部■課△△課長		
チェックリスト1 木材等の調達先に対し提供を求める事項		社内管理番号:
事項	収集した書類 (該当するものを選択)	自由記載欄
ア	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	
	(1)書類に記載のある項目 にチェック	
イ	<input type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①Bill of Lading(船荷証券)
ウ	<input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①Bill of Lading(船荷証券) *USA ORIGIN明記
エ	<input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①Bill of Lading(船荷証券)
オ	<input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①Bill of Lading(船荷証券)
	(2)書類に記載されていた情報を記入	
カ	<input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①Bill of Lading(船荷証券)
	(3)収集した書類の具体的な名称を記入	
キ	<input checked="" type="checkbox"/> 第三者機関による認証の証明書等(森林認証、合法性検証等) <input type="checkbox"/> 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定書 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	②SFI認証(Forest management activities; planning, harvesting, silviculture on company lands in the United States)

1) チェックリスト1における作業の流れ

手順1で提供された書類を活用し、以下の作業を行った。

(1) 確認事項についての記載がある書類をチェック

書類①により、イ～カの項目へチェックした。次に、書類②のSFI認証の情報により、項目キをチェックしたが、取引書類への認証材の表示なかったことから、「ア. 合法性の証明」は得られなかったとした。

(2) 書類に記載されていた情報を記入

「事項」の列の項目イ～カに、書類①、②で確認された情報を記入した。事業者が通常取引を管理するためのデータベースを有しており、本チェックリストと管理番号等で連動することが出来る場合には、記入の必要性はないと思われたが、本チェックリスト1の記載事項を参照しながら手順2、手順3を行う可能性を想定し、記入した。

(3) 収集した書類の具体的な名称を記入

項目イ～キのチェックに用いた書類の名称を、該当する自由記載欄に記入した。

上記(1)～(3)の結果、以下の情報が整理された。

**【収集できた書類に記載されていた事項】**

- ア 合法性の証明：なし
- イ 輸出者の名称：B社
- ウ 伐採国：米国
- エ 樹種：ダグラスファー（米松）
- オ 品目：丸太
- カ 数量：〇〇m<sup>3</sup>
- キ 補足情報：SFI認証

チェックリスト2 (米国産丸太)

枠あり

基本的な使用方法

枠なし

より効果的な使用方法

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項		社内管理番号:	
「低リスク評価寄与度」の上位の項目が確認された場合			
No.	低リスク評価寄与度	確認事項	
		事項	自由記載欄
(1) チェックリスト1を活用しつつ、収集した書類を確認し、該当する項目にチェック			
1	総論		
(1)	■	収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ
(2)	■	調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ
(3)	■	調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ
(4)	□	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ
2	原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報		
(1)	□	調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア
(2)	□	調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア
(3)	□	調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア
(4)	□	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したこと証明書を取得しています	ア
(5)	□	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先との取引関係を把握しています	キ
3	調達先に関する情報		
(1)	□	調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ
(2)	■	調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ
(3)	■	調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ
(4)	■	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ
4	原材料となっている樹木が伐採された国又は地域		
(1)	■	伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ
(2)	■	伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ
5	原材料となっている樹木の樹種		
(1)	■	調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ
(2)	□	調達した木材等の樹種に関し、範囲が明確な総称を把握しています	エ、キ
(3)	■	調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ
(4)	■	種林木/人工林由来の木材のみが原材料として使われています	キ
(5)	■	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？			
■	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました	法令に適合して伐採されたという根拠は得られなかったが、伐採国は米国で違法伐採リスクが低く、樹種から考えても、違法リスクが低いと判断	
□	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました → 【チェックリスト3】へ		

(1) チェックリスト1を活用しつつ、収集した書類を確認し、該当する項目にチェック

(2) チェックした根拠を記入

(2) チェックされなかった根拠を記入

(3) これまでのチェック内容等を踏まえて、合法性が確認できたか否かを判断してチェック

(4) 判断の根拠を記入

## 2) チェックリスト2における作業の流れ

手順1で作成されたチェックリスト1を用いて、以下の作業を行った。

### (1) 違法伐採リスク確認項目にチェック

チェックリスト1のア～カの項目を用いて、該当する違法伐採リスク確認項目（「低リスク評価寄与度」の列）へチェックした。なお、「低リスク評価寄与度」の「大」の項目がチェックされている場合でも、「中」「小」の項目に該当する情報が得られている場合にはチェックした。

### (2) チェックした根拠を記入

自由記載欄を活用し、取得された情報を総合したチェックの根拠を記入した。本事例では、入手した書類の情報により「2. 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報」以外の項目をチェックする根拠が得られた。また、取引書類に認証材である旨の記載はないが、調達先の認証取得に関する情報から、自社林での伐採も確認されたため、その旨を記入した。

### (3) 総合的なリスク評価、合法性確認の判断

上記(1)のチェックと(2)の根拠から総合的に検討し、違法伐採リスクが無視できるレベルであると評価し、合法性確認ができたと判断してチェックした。

### (4) 判断の根拠を記入

法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報は得られなかったが、その他すべての項目がチェックされ、伐採国が米国であり、樹種から考えても違法伐採リスクが低いと判断した。



仮想事例 1 添付資料

- ① Bill of Lading (船荷証券)
- ② SFI Forest management activities; planning, harvesting, silviculture on company lands in the United States(SFI の森林管理認証書)

① Bill of Lading (船荷証券)

BILL OF LADING			
CODE NAME: "CONGENBILL", EDITION 1994		TO BE USED WITH CHARTER-PARTIES	
Shipper	B/L No.		LOT 38A
サプライヤーの社名 住所	<b>ORIGINAL</b>		
Consignee			
荷受人の社名			
Notifv address:	荷受人の住所		
Vessel	Voyage	Port of loading	
Port of discharge			
Marks and Numbers	No. of Packages	Shippers Description of Goods	Gross Weight
	2,275 PCS 材積量等	AMERICAN ROUND LOGS DOUGLAS FIR 168.130 MBF USA ORIGIN	
AES ITN: X20220620270351		伐採国	
<p>"CARGO LOADED ON DECK TO BE FOR CHARTERER'S RISK AND EXPENSES. OWNERS SHALL NOT BE RESPONSIBLE FOR DISCOLORATION, SPLIT, CHAFING AND/OR OTHER DAMAGE TO OR LOSS OF CARGO."            "OWNERS SHALL NOT BE RESPONSIBLE FOR NUMBER OF PIECES AND QUANTITY STATED IN BILLS OF LADING."            THESE COMMODITIES, TECHNOLOGY OR SOFTWARE WERE EXPORTED FROM THE UNITED STATES IN ACCORDANCE WITH THE EXPORT ADMINISTRATION REGULATIONS.            DIVERSION CONTRARY TO U.S. LAW PROHIBITED.</p>			
LADEN ON BOARD JULY 9, 2022		<b>BH</b>	
Freight payable as per CHARTER-PARTY dated JUNE 1, 2022 ...  FREIGHT PREPAID Received on account of freight  Time used for loading ..... days ..... hours.	<b>SHIPPED</b> at the Port of Loading in apparent good order condition on board the Vessel for carriage to the Port of Discharge or so near thereto as she may safely at the goods specified above.  Weight, measure, quality, quantity, condition, contents and value unknown.  IN WITNESS whereof the Master of Agent of the said Vessel has signed the number of Bills of Lading indicated below all this tenor and date, any one of which being accomplished the others shall be void FOR CONDITION OF CARRIAGE SEE OVERLEAF		
©15 Printed and sold by Walmsey & Company Limited, 32/32 Aylesbury Street, London EC1R 0ET Tel No 01712515341 Fax No 01712511295 by authority of The Ballboard International Maritime Council (BIMCO)	FREIGHT PREPAID AS PER C/P Number of original B/L 3 (THREE)	Place and date of issue JULY 9, 2022  Signature FOR THE MASTER: MV HIMAWARI K CAPT. RAYMOND C. AUSENTE  BY: _____ TALON MARINE SERVICES, LLC - AS AGENTS	

## BILL OF LADING

TO BE USED WITH CHARTER-PARTIES

CODE NAME : "CONGENBILL"

EDITION 1994

ADOPTED BY

THE BALTIC AND INTERNATIONAL MARITIME COUNCIL (BIMCO)

### Conditions of Carriage

(1) All terms and conditions, liberties and exceptions of the Charter Party, dated as overleaf, including the Law and Arbitration Clause, are herewith incorporated.

#### (2) General Paramount Clause.

(a) The Hague Rules contained in the International Convention for the Unification of certain rules relating to Bills of Lading, dated Brussels the 25th August 1924 as enacted in the country of shipment, shall apply to this Bill of Lading. When no such enactment is in force in the country of shipment, the corresponding legislation of the country of destination shall apply, but in respect of shipments to which no such enactments are compulsorily applicable, the terms of the said Convention shall apply.

(b) Trades where Hague-Visby Rules apply.

In trade where the international Brussels Convention 1924 as amended by the Protocol signed at Brussels on February 23rd 1968 the Hague-Visby Rules - apply compulsorily, the provisions of the respective legislation shall apply to this Bill of Lading.

(c) The Carrier shall in no case be responsible for loss of or damage to the cargo, howsoever arising prior to loading into and after discharge from the Vessel or while the cargo is in the charge of another Carrier, nor in respect of deck cargo or live animals.

#### (3) General Average.

General Average shall be adjusted, stated and settled according to York-Antwerp Rules 1994, or any subsequent modification thereof, in London unless another place is agreed in the Charter Party.

Cargo's contribution to General Average shall be borne by the Master, Pilot or Crew. The Charter Party shall be subject to the provisions of the respective legislation.

in fault, neglect or error of the Carrier, or in violation of the respective legislation, Part II, Art 148.

輸入者の署名

#### (4) New Jason Clause.

In the event of accident, danger, damage or loss of cargo, whether due to negligence or not, for which the Carrier is not responsible, the cargo, Shippers, consignees or owners shall contribute to the payment of any sacrifices, losses or expenses of a General Average nature that may be made or incurred and shall pay salvage and special charges incurred in respect of the cargo. If a salvaging vessel is owned or operated by the Carrier, salvage shall be paid for as fully as if the said salvaging vessel or vessels belonged to strangers. Such deposit as the Carrier, or his agents, may deem sufficient to cover the estimated contribution of the goods and any salvage and special charges thereon shall, if required, be made by the cargo, shippers, consignees or owners of the goods to the Carrier before delivery.

whichever is the cause of the loss or damage, or from any cause whatsoever, whether due to negligence or not, for which the Carrier is not responsible, or in violation of the respective legislation, Part II, Art 148.

#### (5) Both-to-Blame Collision Clause.

If the vessel come into collision with another vessel as a result of the negligence of the other vessel and any act, neglect or default of the Master, Mariner, Pilot or the servants of the Carrier in the navigation or in the management of the Vessel, the owners of the cargo carried hereunder will indemnify the Carrier against all loss or liability to the other or non-carrying vessel or her owners in so far as such loss or liability represents loss of, or damage to, or any claim whatsoever of the owners of said cargo, paid or payable by the other or non-carrying vessel or her owners to the owners of said cargo and set-off, recouped or recovered by the other or non-carrying vessel or her owners as part of their claim against the carrying Vessel or the Carrier.

The foregoing provisions shall also apply where the owners, operators or those in charge of any vessel or vessels or objects other than, or in addition to, the colliding vessels or objects are at fault in respect of a collision or contact.

For particulars of cargo, freight, charges, etc. see overleaf.

サプライヤーの署名

- ② SFI Forest management activities; planning, harvesting, silviculture on company lands in the United States(SFI の森林管理認証書)

Bureau Veritas Certification



サプライヤーの社名  
住所

This is a multi-site certificate, additional site(s) are listed on the next page(s)

Bureau Veritas Certification NA, Inc. certifies that the Management System of the above organization has been audited and found to be in accordance with the requirements of the management system standards detailed below.

---

*Standards*

**SUSTAINABLE FORESTRY INITIATIVE® STANDARD IN ACCORDANCE WITH SFI® 2015-2019, SECTION 2 – FOREST MANAGEMENT STANDARD**

\*\*The SFI 2015-2019 Forest Management Standard meets and exceeds the requirements of the earlier SFI 2010-2014 SFI Standard (Section 2), therefore fiber sold under this certificate counts as 100% SFI and 100% PEFC certified forest content\*\*

---

*Scope of certification*

**Forest management activities; planning, harvesting, silviculture on company lands in the United States**



Certification cycle start date: \_\_\_\_\_

Subject to the continued satisfactory operation of the organization's Management System, this certificate will remain valid until: **10-December-2026**

Original certification date: **02-February-2006**

Certificate No: \_\_\_\_\_ Version: **1**

---

*Signed on behalf of BVC NA, Inc.*

Local office: Bureau Veritas Certification North America, Inc. 16800 Greenspoint Park Drive, Suite 3005 Houston, Texas USA  
www.us.bureauveritas.com/bvc



**ANAB**  
ANSI National Accreditation Board  
ACCREDITED  
ISO/IEC 17021  
MANAGEMENT SYSTEMS  
CERTIFICATION BODY



**SUSTAINABLE FORESTRY INITIATIVE**  
SFI-01153

Further clarifications regarding the scope of this certificate and the applicability of the management system requirements may be obtained by consulting the organisation.

Certification body address: 16800 Greenspoint Park Drive, Suite 3005, Houston, TX 77060 USA





BUREAU  
VERITAS

Bureau Veritas Certification

サプライヤーの社名

Standards

**SUSTAINABLE FORESTRY INITIATIVE® STANDARD IN ACCORDANCE WITH SFI®  
2015-2019, SECTION 2 – FOREST MANAGEMENT STANDARD**

**\*\*The SFI 2015-2019 Forest Management Standard meets and exceeds the requirements of the earlier SFI 2010-2014 SFI Standard (Section 2), therefore fiber sold under this certificate counts as 100% SFI and 100% PEFC certified forest content\*\***

Certified Locations

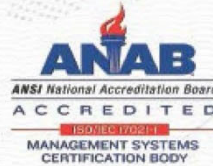
HQ:		Forest management activities; planning, harvesting, silviculture on company lands in the United States
Aberdeen Forest Area		
Alsea Forest Area		
Brookhaven Forest Area		

Certificate No:

Version: 1

*Signed on behalf of BVC NA, Inc.*

Local office: Bureau Veritas Certification North America, Inc. 16800  
Greenspoint Park Drive, Suite 3005 Houston, Texas USA  
[www.us.bureauveritas.com/bvc](http://www.us.bureauveritas.com/bvc)



Further clarifications regarding the scope of this certificate and the applicability of the management system requirements may be obtained by consulting the organisation.

Certification body address: 16800 Greenspoint Park Drive, Suite 3005, Houston, TX 77060 USA



## 仮想事例 2：カナダ産製材

日本の木材商社である C 社は、継続的に取引のあるカナダの D 社から輸入する製材に対して、以下のとおり合法性の確認等を行った。

手順 1	<p>D 社への発注時に、樹種、伐採国、及び法令に適合して伐採された旨が記載された書類の提供を依頼した。またこの際、効率的に合法性確認を行うため、第三者機関による認証等を取得している場合は、そのことを証する書類についても、補足情報として提供を依頼した。</p> <p>その結果、商品が届くまでに、①～⑤の書類の提供を受けた。補足情報として、同社の森林認証取得を証明する書類の提供を受けた。</p> <p>① Order Acknowledgement (注文請書)          ② Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス)          ③ Certificate of inspection and specification/Packing list (検査証明書及び仕様書/梱包明細書)          ④ Bill of Lading (船荷証券)          ⑤ SAI GLOBAL による森林認証の証明書</p>
手順 2	<p>「DD 手引き」のチェックリスト 1 を活用し、手順 1 で提供された上記の書類に、必要な事項が含まれていることを確認した。</p> <p>提供された書類や作成したチェックリスト 1 等を踏まえ、「DD 手引き」のチェックリスト 2 を活用し、調達する木材について、以下のとおり違法伐採リスクの評価を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 全量がダグラスファー（米松）の製材であることを確認した。伐採国については、全量がカナダであることを確認した。【チェックリスト 2：1 (2) (3)】</li> <li>• 調達した木材に対する合法性証明として、PEFC 材であることが確認された。【チェックリスト 2：2 (2)】</li> <li>• 同社との継続的な取引において、これまで合法性に関する問題がなかったことを確認した。【チェックリスト 2：3 (2)】</li> <li>• 調達先は PEFC の CoC 認証を取得していた。【チェックリスト 2：3 (3)】</li> <li>• ダグラスファーがカナダに分布する樹種であり、禁伐となっていないことを確認した。【チェックリスト 2：5 (1) (2) (3)】</li> <li>• これらを踏まえ、違法伐採リスクは無視できると評価し、合法性が確認できたと判断した。</li> </ul>
手順 3	<p>手順 2 で合法性が確認できたと判断したため、実施しなかった。</p>
記録保存	<p>作成したチェックリストと①～⑤の書類をひとつの簿冊として保存した。</p>
販売先への提供	<p>調達した製材の販売時に、合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨を納品書に記入し、販売先に提供した。</p>

チェックリスト1(カナダ産製材)

枠あり

基本的な使用方法

枠なし

より効果的な使用方法

木材等の合法性の確認のためのチェックリスト		
取引内容:カナダ産ダグラスファー製材の輸入		記入日: ○○年 ○月 △日
取引相手: D社(責任者:○○部□□課△△氏)		
担当者:●●部■課▲▲		
責任者:●●部■課△△課長		
チェックリスト1 木材等の調達先に対し提供を求める事項		社内管理番号:
事項	収集した書類(該当するものを選択)	自由記載欄
ア	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照)	*下記の書類に、認証材である旨が明記 ①Order Acknowledgement(注文請書) ②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Certificate of inspection and specification/Packing list検査証明書及び仕様書/梱包明細書
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
イ	<input checked="" type="checkbox"/> 売買取約書	①Order Acknowledgement(注文請書)
	<input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	④Bill of Lading(船荷証券) ②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Certificate of inspection and specification/Packing list検査証明書及び仕様書/梱包明細書
	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照)	
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
ウ	<input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	④Bill of Lading(船荷証券) *Canadian Lumberが明記。
	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照)	
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
エ	<input type="checkbox"/> 納品書	①Order Acknowledgement(注文請書) ④Bill of Lading(船荷証券)
	<input checked="" type="checkbox"/> 売買取約書	
	<input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	
	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照)	
オ	<input type="checkbox"/> 納品書	①Order Acknowledgement(注文請書) ④Bill of Lading(船荷証券)
	<input checked="" type="checkbox"/> 売買取約書	
	<input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	
	<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	
カ	<input type="checkbox"/> 納品書	①Order Acknowledgement(注文請書) ④Bill of Lading(船荷証券)
	<input checked="" type="checkbox"/> 売買取約書	
	<input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	
キ	<input type="checkbox"/> 納品書	⑤SAI GLOBALによる森林認証の証明書
	<input checked="" type="checkbox"/> 第三者機関による認証の証明書等(森林認証、合法性検証等)	
	<input type="checkbox"/> 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定書 その他(具体的に記載):	

## 1) チェックリスト1における作業の流れ

手順1で提供された書類を活用し、以下の作業を行った。

### (1) 確認事項についての記載がある書類をチェック

書類①～③により PEFC 認証材 100%であることが確認されたため、項目アをチェックした。次に、①～④までの書類に記載されている情報を確認し、イ～カの項目のうち、該当する書類の種類にチェックした。また、書類⑤の認証書の情報により、項目キをチェックした。

### (2) 書類に記載されていた情報を記入

「事項」の列の項目イ～カに、書類①～⑤で確認された情報を記入した。事業者が通常取引を管理するためのデータベースを有しており、本チェックリストと管理番号等で連動することが出来る場合には、記入の必要性はないと思われたが、本チェックリスト1の記載事項を参照しながら、手順2、手順3を行う可能性を想定し、より効果的な記載事項として記入した。

### (3) 収集した書類の具体的な名称を記入

項目ア～カのチェックに用いた書類の名称を、該当する自由記載欄に記入した。本事例の場合、「ウ. 伐採国」の項目以外は、取引書類に記載された情報により多重的にカバーされていたため、整合性を確認する目的から根拠となる書類を全て記入することは有効と判断した。

上記(1)～(3)の結果、以下の情報が整理された。

#### 【収集できた書類に記載されていた事項】

- ア 合法性の証明：PEFC
- イ 輸出者の名称：D社
- ウ 伐採国：カナダ
- エ 樹種：ダグラスファー（米松）
- オ 品目：製材
- カ 数量：〇〇m<sup>3</sup>
- キ 補足情報：SAI GLOBALによる森林認証の証明書



チェックリスト2 (カナダ産製材)

枠あり

基本的な使用方法

枠なし

より効果的な使用方法

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項			社内管理番号:	
「低リスク評価寄与度」の上位の項目が				
No.	低リスク評価寄与度		チェックリストの事項	由記載欄
	大	中		
<b>1 総論</b>				
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	製品は〇〇m3の製材で、その全量がカナダで伐採されたダグラスファー(米松)であり、認証材であることを確認しました。
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)	<input type="checkbox"/>	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	(2)チェックした根拠を記入
<b>2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報</b>				
(1)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)	<input type="checkbox"/>	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	
<b>3 調達先に関する情報</b>				
(1)	<input type="checkbox"/>	調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	
(4)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取引についての報告等を公表しています	キ	
<b>4 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域</b>				
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	
(2)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	
<b>5 原材料となっている樹木の樹種</b>				
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	
(2)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種に関し、範囲が明確な総称を把握しています	エ、キ	
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	
(4)	<input type="checkbox"/>	道林木/人工林由来の木材の劣が原材料として使われています	キ	
(5)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？				
<input checked="" type="checkbox"/>		違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		公的な合法性証明書は入手できなかったが、取引書類に認証材である旨が記載されている。 また、4において違法リスクが低いことも確認されており、3樹種、5取引先の情報も問題ないことから違法リスクが低いと判断
<input type="checkbox"/>		違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました → 【チェックリスト3】へ		(4)判断の根拠を記入

## チェックリスト2における作業の流れ

手順1で作成されたチェックリスト1を用いて、以下の作業を行った。

### (1) 違法伐採リスク確認項目にチェック

チェックリスト1のア～カの項目を用いて、「低リスク評価寄与度」の列の該当する項目へチェックした。なお、「低リスク評価寄与度」の「大」の項目がチェックされている場合でも、「中」の項目に該当する情報が得られている場合にはチェックを行った。

### (2) チェックした根拠を記入

自由記入欄を活用し、取得された情報を総合したチェックの根拠を記入した。本事例では、入手した取引書類において合法性の根拠としての認証材である旨が明記されており、かつ調達先、伐採地、樹種等の情報も網羅されていたことから、その旨を総論に記入した。

### (3) 総合的なリスク評価、合法性確認の判断

上記(1)のチェックと(2)の根拠から総合的に検討し、違法伐採リスクが無視できるレベルであると評価し、合法性確認ができたと判断してチェックした。

### (4) 判断の根拠を記入

公的な合法性証明書は入手できなかったが、取引書類に認証材である旨が記載されている。また、「4. 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域」において違法伐採リスクが低いことも確認されており、「3. 取引先」、「5. 樹種」の情報も問題ないことから違法伐採リスクが低いと判断した。

## 仮想事例 2 添付資料

- ① Order Acknowledgement (注文請書)
- ② Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス)
- ③ Certificate of inspection and specification/Packing list (検査証明書及び仕様書/梱包明細書)
- ④ Bill of Lading (船荷証券)
- ⑤ SAI GLOBAL による森林認証の証明書

① Order Acknowledgement (注文請書)

会社ロゴ	サプライヤーの社名 住所	<b>Order Acknowledgement</b>  <b>4104058</b>  Order Date: 09/30/2022					
Sold To 購入者の社名 住所	Ship To 輸入者の社名 住所	Billing	Shipping Info				
Owner	Customer PO	Mode	Request Date				
Location	Customer PO 2	Vessel Type	Voyage Period				
Currency	Final Destination Ctry	Agent	Earliest Delivery				
Salesperson	Discharge Port		Expiry Date				
Contact	Price Basis						
Payment Terms							
Notes THC - COLLECT							
Product Description				Mark	Quantity	Price	Total
F81446	DF 105mmx105mm Standard & Btr S4SEE KD-HT			IWF105G		\$	
	10' 24 pkgs 1,680 pcs				56.464 M3		
	12' 10 pkgs 700 pcs				28.222 M3		
	13.12' 26 pkgs 1,820 pcs				80.250 M3		
F20616	DF 90mmx90mm Standard & Btr S4SEE KD-HT			IWF900G		\$	\$
	10' 24 pkgs 2,304 pcs				56.860 M3		
	12' 12 pkgs 1,152 pcs				34.122 M3		
	13.12' 24 pkgs 2,304 pcs				74.643 M3		
樹種、製品仕様、数量				材積量			
Pkg Lineal	1,399				330.561 M3		
Order total for indication purposes only.						<b>TOTAL BEFORE TAXES</b>	\$
						<b>ORDER TOTAL IN USD</b>	\$
100% PEFC Certified [CSA/SFI] - PEFC CoC # SAI-PEFC-1062206 Confirm our certification status at <a href="http://pefc.org">http://pefc.org</a>							
PEFC100%							
For sales of products manufactured in Canada to purchasers in the United States, the price stated includes brokerage, freight, discounts and duties, including without limitation anti-dumping and countervailing duties. 09/30/2022 For terms and conditions please refer to our website at <a href="http://www.westernforest.com/terms-conditions">www.westernforest.com/terms-conditions</a> Page 1 of 1							


② Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; height: 50px; margin: 0 auto;">会社ロゴ</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; height: 50px; margin: 0 auto;">サプライヤーの社名 住所</div>	<p><b>Commercial Invoice</b> 6121449</p> <p>Invoice Date 10/31/2022 Ship Date 10/31/2022 Sales Order 4104658</p>			
<p>Wire Detail</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 130px; height: 70px; margin: 5px auto;">                 サプライヤーの社名 住所 銀行情報 E-mail その他             </div>	<p>Remittance</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 170px; height: 30px; margin: 5px auto;">                 サプライヤーの社名 住所             </div>				
<p>Sold To</p> <div style="margin: 5px auto; width: 100px;">                 購入者の社名 住所             </div>	<p>Ship To</p> <div style="margin: 5px auto; width: 100px;">                 輸入者の社名 住所             </div>	<p>Shipment 5302658 Currency US Dollars</p>			
Ship Mode Vessel Name Voyage Carrier	Salesperson Ship Equip Type Discharge Port Agent	Product Of Final Dest Ctry Payment Terms	Price Basis Customer Order Customer Order 2 Docs to Customer		
Product Description		Mark	Quantity	Price	Total
F20816	DF 90mmx90mm Standard & Btr S4SEE KD-HT				
10'	21 pkgs	2,016 pcs	IWF900G	49,770 M3	\$
12'	10 pkgs	980 pcs	IWF900G	28,440 M3	\$
13.12'	20 pkgs	1,920 pcs	IWF900G	62,200 M3	\$
樹種、製品仕様、数量					
51 pkgs				材積量	140,410 M3
				Subtotal	\$
				Total Amount	\$
PEFC100%				署名	
100% PEFC Certified [CSA/SFI] - PEFC CoC # SAI-PEFC-1062206 Confirm our certification status at <a href="http://pefc.org">http://pefc.org</a> All wood packaging material has been treated to ISPM 15 Standards. Please direct all inquiries regarding this invoice to the salesperson identified on this document. We hereby certify that the said goods are of Canadian origin.					
For sales of products manufactured in Canada to purchasers in the United States, the price stated includes brokerage, freight, discounts and duties, including without limitation anti-dumping and countervailing duties. 10/31/2022 For terms and conditions please refer to our website at <a href="http://www.westernforest.com/terms-conditions">www.westernforest.com/terms-conditions</a> Page 1 of 1					

③ Certificate of inspection and specification/Packing list (検査証明書及び仕様書/梱包明細書)

会社ロゴ	サプライヤーの社名 住所	<b>CERTIFICATE OF INSPECTION AND SPECIFICATION / PACKING LIST</b>																								
		Mark: IWF900G      Reference: 4104058																								
INSPECTED BY:	Value Added Division	DESTINATION:																								
INSPECTION DATE:	10/24/2022	GRADING RULE:																								
<p>We certify that the material covered by this certificate has been tallied and inspected for quality and standard of manufacture as per contract and in accordance with the description herein contained. Furthermore, that the said material was in good order and condition at the time of shipment.</p>																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>Description</th> <th>Tally</th> <th>Pkgs</th> <th>Pcs</th> <th>Gross MBF</th> <th>Net MBF</th> <th>Gross M3</th> <th>Net M3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F20616 F20616 DF 90mmx90mm Standard &amp; Btr S4SEE KD-HT</td> <td>Pieces: 2016/10', 960/12', 1920/13.12' Packages: 21/10', 10/12', 20/13.12'</td> <td>51</td> <td>4,896</td> <td>59,494</td> <td>59,494</td> <td>140,410</td> <td>140,410</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><b>Total:</b></td> <td></td> <td><b>51</b></td> <td><b>4,896</b></td> <td><b>59,494</b></td> <td><b>59,494</b></td> <td><b>140,410</b></td> <td><b>140,410</b></td> </tr> </tbody> </table>			Description	Tally	Pkgs	Pcs	Gross MBF	Net MBF	Gross M3	Net M3	F20616 F20616 DF 90mmx90mm Standard & Btr S4SEE KD-HT	Pieces: 2016/10', 960/12', 1920/13.12' Packages: 21/10', 10/12', 20/13.12'	51	4,896	59,494	59,494	140,410	140,410	<b>Total:</b>		<b>51</b>	<b>4,896</b>	<b>59,494</b>	<b>59,494</b>	<b>140,410</b>	<b>140,410</b>
Description	Tally	Pkgs	Pcs	Gross MBF	Net MBF	Gross M3	Net M3																			
F20616 F20616 DF 90mmx90mm Standard & Btr S4SEE KD-HT	Pieces: 2016/10', 960/12', 1920/13.12' Packages: 21/10', 10/12', 20/13.12'	51	4,896	59,494	59,494	140,410	140,410																			
<b>Total:</b>		<b>51</b>	<b>4,896</b>	<b>59,494</b>	<b>59,494</b>	<b>140,410</b>	<b>140,410</b>																			
<p><b>Tag Summary for Certificate 4104058 Mark IWF900G</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">Lengths</td> <td style="text-align: center;">10'</td> <td style="text-align: center;">12'</td> <td style="text-align: center;">13.12'</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">数量、材積量</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">35.4 %</td> <td style="text-align: center;">20.3 %</td> <td style="text-align: center;">44.3 %</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">Width</td> <td style="text-align: center;">90mm</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">100.0%</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">Grade</td> <td style="text-align: center;">Standard &amp; Btr</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">PEFC100%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">100.0%</td> </tr> </table>			Lengths	10'	12'	13.12'	数量、材積量	%	35.4 %	20.3 %	44.3 %	Width	90mm	%	100.0%	Grade	Standard & Btr	PEFC100%	%	100.0%						
Lengths	10'	12'	13.12'	数量、材積量																						
%	35.4 %	20.3 %	44.3 %																							
Width	90mm																									
%	100.0%																									
Grade	Standard & Btr	PEFC100%																								
%	100.0%																									
<p>100% PEFC Certified [CSA/SFI] - PEFC CoC # SAI-PEFC-1062206 Confirm our certification status at <a href="http://pefc.org">http://pefc.org</a></p> <p>The Lumber has been kiln dried to less than 19% M.C. for a minimum of 200 hours. A temperature of 60C was held for 3 hours or more.</p>																										
<p><small><a href="http://REPORTINGPS1:80/ReportServer/Prod/Certificate of Inspection and Specification - v8 (DOC04, DOC17)">http://REPORTINGPS1:80/ReportServer/Prod/Certificate of Inspection and Specification - v8 (DOC04, DOC17)</a></small></p>																										

④ Bill of Lading (船荷証券)

NON NEGOTIABLE BILL OF LADING		WESTWOOD SHIPPING LINES 	
Shipper/Exporter (Complete Name and Address)		SCAC WWSU	
サプライヤーの社名 住所		Export References 1. Freight Forwarder Ref. 2. Shipper Reference 4104059 3. Customer Ref. Forwarding Agent - FMC No.	
Consignee (Complete Name and Address)		Point and Country of Origin of Goods CANADA	
輸入者の社名 住所		サプライヤーの社名 住所	
Notify Party (Complete Name and Address)		Also Notify	
輸入者の社名 住所			
Pre-Carriage*		Place of Receipt* NANAIMO, BC, CANADA	All invoices are subject to late payment charges of .05% daily, yield on effective annual rate of 10% for all overdue amounts not paid within terms
Vessel WESTWOOD VICTORIA	Voy No. 126W	Port of Loading* SURREY, BC, CANADA	Loading Pier/Terminal FSD TERMINAL - FRASER SURREY D
Port of Discharge* TOKYO SHIKIBA, JAPAN		Place of Delivery* TOKYO SHIKIBA, JAPAN	Type of Move LOC CY-DR Shipment Rec'd
CARRIER'S RECEIPT		PARTICULARS FURNISHED BY SHIPPER	
Marks & Nos./Container Nos	Quantity	Description of Packages and Goods	No. of Units
1WF900G	3	40' HIGH CUBE(S) CANADIAN LUMBER DOUGLAS FIR KD-HT MBF 59.494 51 PKGS SUMMARY ID NO. : SUM 2055 FREIGHT PREPAID DTIC COLLECT SHIPPER'S LOAD, COUNT, AND STOW	
			Gross Weight 76,890. KGS
			Measurement 140.410 M3
Container # Seal # CRSU 935147-1 9807668 CAIU 865533-0 9807670 TCLU 790960-6 9807669		Size/Type Qty Weight Measurement 40HC 17 25,680.000 KGS 46.804 M3 40HC 17 25,660.000 KGS 46.803 M3 40HC 17 25,550.000 KGS 46.803 M3	
			Shipped On Board Date 10/31/2022
HS Code 440719	Contract# FAW-5766	Shipper's Declared	IF NO VALUE DECLARED, LIABILITY LIMITED PURSUANT TO CARRIER'S TERMS AND CONDITIONS OF CARRIAGE.
Freight & Charges		Weight/Measurement	Rate Per Prepaid Collect
*Received in apparent external good order and condition, except as otherwise described herein, the number of packages listed in the Carrier's Receipt, said to contain the goods described in the Particulars Furnished by Shipper (contents, weight and measurement are unknown to Carrier) to be transported to the port of discharge, or to such other place authorized or permitted herein, or so near thereto as the vessel can get, lie and leave, always in safety and stow and without delay, and there to be delivered to consignee or authorized receiver, or on-carrier on payment of all charges due thereon. Carrier shall have right to carry containers on deck per Carrier's Terms and Conditions of Carriage. A copy of Carrier's Terms and Conditions of Carriage is available for review at <a href="http://www.wsl.com">www.wsl.com</a> .		Dated at FUYALLUP, WA By Westwood Shipping Lines, INC as Carrier	
In ACCEPTING THIS BILL OF LADING, the shipper, consignee and owner of the goods acknowledge receipt of and agree to be bound by Carrier's Terms and Conditions and all stipulations, exceptions, and conditions whether written, printed or stamped on the front or back hereof, any local customs or privileges to the contrary notwithstanding.		by _____ Date 10/31/2022	
IN WITNESS WHEREOF the carrier by its agents has signed _____ (blank) bills of lading, all of this tenor and date, one of which being accomplished, the others to stand null and void.			

⑤ SAI GLOBAL による森林認証の証明書



# CHAIN OF CUSTODY CERTIFICATE

Certificate no.:

Initial certification date:

Valid:

This is to certify that

サプライヤーの社名
住所

meets the requirements of following international PEFC standards:  
**PEFC ST 2002:2020 and PEFC 2001:2020**

This certificate is valid for the following product or service ranges:  
**Wood and fiber sourcing, manufacturing and distribution of round wood, sawn products, further processed sawn products, biocomposite materials, sawmill by-products and wood pellets, wood based panels, engineered wood products such as finger jointed lumber, CLT, LVL, buildings and their parts and glue-laminated timber.**

The validity of this certificate shall be verified on [www.pefc.org](http://www.pefc.org).

Place and date:  
Espoo, 07 December 2022



For the issuing office:  
DNV - Business Assurance  
Kellaranta 1, 02150 Espoo, Finland

Kimmo Haarala  
Management Representative

Lack of fulfilment of conditions as set out in the Certification Agreement may render this Certificate invalid.  
ACCREDITED UNIT: DNV Business Assurance Finland Oy Ab, Kellaranta 1, 02150 Espoo, Finland - TEL: +358 10 292 4200. [www.dnv.fi/assurance](http://www.dnv.fi/assurance)





File No.

010858	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
012733	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
012971	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
012972	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
1046761	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
1046763	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
1049370	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
1062206	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
1618586	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所

SAI Global  
200 Carlson Court, Suite 200, Toronto, ON, Canada M9W 7K6  
Phone (877) 426 0714 | Fax (416) 401 8650  
[www.saiglobal.com/assurance](http://www.saiglobal.com/assurance)



# CERTIFICATE OF REGISTRATION

This is to certify that

サプライヤーの社名  
住所

Refer to Attachment to Certificate of Registration dated February 24, 2020 for additional certified sites

complies with the requirements of

## PEFC ST 2002:2013 - CHAIN OF CUSTODY OF FOREST BASED PRODUCTS - REQUIREMENTS

for the following scope of certification

**Tracking of certified and other raw material.**

**Products: Logs, Lumber, Chips and Sawdust.**

**System used: Physical Separation, Average Percentage, The Volume Credit.**

**Standard version: 2013-05-24 or as amended (www.pefc.org)**

Certificate No.:

File No.:

PEFC Chain of custody No.:

Issue Date:

Original Certification Date:

Certification Effective Date:

Certification Expiry Date:

Heather Mahon  
Global Head of Technical Services SAI Global Assurance



Registered by:  
GMI-**SAI Canada Limited** (SAI Global), 20 Carlton Court, Suite 200, Toronto, Ontario M5W 7Y6 Canada. This registration is subject to the SAI Global Terms and Conditions for Certification. While all due care and skill was exercised in carrying out this assessment, SAI Global accepts responsibility only for proven negligence. This certificate remains the property of SAI Global and must be returned to them upon request. To verify that this certificate is current, please refer to the SAI Global On-Line Certification Register: [https://www.saiglobal.com/en-us/assurance/auditing\\_and\\_certification/certification\\_registry/](https://www.saiglobal.com/en-us/assurance/auditing_and_certification/certification_registry/)



# ATTACHMENT TO CERTIFICATE OF REGISTRATION

These sites are registered under Certificate No:

File No.	Effective Date
010858	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
012733	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
012971	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
012972	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
1046761	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
1046763	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
1049370	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
1062206	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
1618586	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
1705574	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所

These registrations are dependent on Western Forest Products Inc. Head Office (File No. 1062206) maintaining their scope of registration to PEFC ST 2002:2013 - CHAIN OF CUSTODY OF FOREST BASED PRODUCTS - REQUIREMENTS



### 仮想事例 3：オーストリア産製材

日本の木材商社である E 社は、継続的に取引のあるオーストリアの F 社から輸入する製材に対して、以下のとおり合法性の確認等を行った。

<p>手順 1</p>	<p>F 社との契約時に、樹種、伐採国、及び法令に適合して伐採された旨が記載された書類の提供を依頼した。またこの際、効率的に合法性確認を行うため、第三者機関による認証等を取得している場合は、そのことを証する書類についても、補足情報として提供を依頼した。</p> <p>その結果、商品が届くまでに、①～⑤の書類の提供を受けた。補足情報として、同社の森林認証取得を証明する書類の提供を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① Sales confirmation (売買確認書)</li> <li>② Invoice (インボイス)</li> <li>③ Package specification (パッケージ仕様)</li> <li>④ Way Bill (貨物運送状)</li> <li>⑤ 調達先の PEFC-CoC の認証書</li> </ul>
<p>手順 2</p>	<p>「手引き」のチェックリスト 1 を活用し、手順 1 で提供された上記の書類に、必要な事項が含まれていることを確認した。</p> <p>提供された書類や作成したチェックリスト 1 等を踏まえ、「手引き」のチェックリスト 2 を活用し、調達する木材について、以下のとおり違法伐採リスクの評価を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 全量が WW (オウシュウトウヒ) であることを確認した。伐採国については少なくとも一部はオーストリアであることを確認したが、全量かは不明であった。【チェックリスト 2：1 (4)】</li> <li>• 調達先は P E F C の CoC 認証を取得していた。【チェックリスト 2：3 (3)】</li> <li>• しかし、調達した木材に対する合法性証明は得られなかった。【チェックリスト 2：2】</li> <li>• オーストリア以外の伐採国が特定できないため、伐採国に基づく違法伐採リスクの判断ができなかった。【チェックリスト 2：4】</li> <li>• 樹種名が、WW (オウシュウトウヒ) であることを確認した。【チェックリスト 2：5 (1)】</li> <li>• これらを踏まえ、違法伐採リスクは無視できないと評価し、合法性が確認できなかつたと判断した。</li> </ul>
<p>手順 3</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 調達先にヒアリングを行い、当該製品の原材料 (原木) の調達先を確認。原木の伐採地は複数あったが全てオーストリア国内で、調達先による合法性の確認が行われていることを確認。</li> <li>• 調達先は EU 木材規則が施行されているオーストリアに所在していることから、違法伐採木材を原材料としているとは考えにくい。</li> <li>• これらを踏まえ、違法伐採リスクは無視できると評価し、合法性が確認できたと判断した。</li> </ul>

記録保存	作成したチェックリストと①～⑤の書類を電子データとして保存した。
販売先への提供	調達した製材の販売時に、合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨を納品書に記入し、販売先に提供した。

チェックリスト1 (オーストリア産製材)

枠あり

基本的な使用方法

枠なし

より効果的な使用方法

木材等の合法性の確認のためのチェックリスト		
		記入日: ○○年 ○月 △日
取引内容: オーストリア産ホワイトウッド(オウシュウトウヒ)製材の輸入		
取引相手: F社(責任者: ○○部□□課△△氏)		
担当者: ●●部■課▲▲		
責任者: ●●部■課△△課長		
チェックリスト1 木材等の調達先に対し提供を求める事項		社内管理番号:
事項	収集した書類(該当するものを選択)	自由記載欄
ア	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
イ	<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	①Sales confirmation(売買確認書) ②Invoice(インボイス) ③Package specification(パッケージ仕様) ④Way Bill(貨物運送状)
ウ	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
エ	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	①Sales confirmation(売買確認書) ②Invoice(インボイス) ③Package specification(パッケージ仕様) ④Way Bill(貨物運送状)
オ	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	①Sales confirmation(売買確認書) ②Invoice(インボイス) ③Package specification(パッケージ仕様) ④Way Bill(貨物運送状)
カ	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	①Sales confirmation(売買確認書) ②Invoice(インボイス) ③Package specification(パッケージ仕様) ④Way Bill(貨物運送状)
キ	<input checked="" type="checkbox"/> 第三者機関による認証の証明書等(森林認証、合法性検証等) <input type="checkbox"/> 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定書 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	⑤調達先のPEFC-CoCの認証書

1) チェックリスト1における作業のながれ

手順1で提供された書類を活用し、以下の作業を行った。

(1) 確認事項についての記載がある書類をチェック

書類①～⑤までの書類に記載されている情報を確認し、イ、エ、オ、カ、キの項目において、該当する書類の種類へとチェックした。

なお、「キ. 補足情報」として、調達先事業者の CoC 認証 (PEFC) の取得が確認されたが、取引書類への認証材の表示なかったことから、「ア. 合法性の証明」は得られなかったとした。

(2) 書類に記載されていた情報を記入

「事項」の列の項目イ～カに、書類①～⑤で確認された情報を記入した。事業者が通常取引を管理するためのデータベースを有しており、本チェックリストと管理番号等で連動することが出来る場合には、記入の必要性はないと思われたが、本チェックリスト1の記載事項を参照しながら、手順2、手順3を行う可能性を想定し、より効果的な記載事項として記入した。

本事例では、製材がオーストリアで行われたことがわかったが、伐採国又は地域の情報なかったことを記入した。

(3) 収集した書類の具体的な名称を記入

項目イ、エ、オ、カ、キのチェックに用いた書類の名称を、該当する自由記載欄に記入した。本事例の場合、「ア. 合法性の証明」と「ウ. 伐採国」が取得された書類によりカバーされなかったが、「キ. 補足情報」が得られたことを記入した。

上記(1)～(3)の結果、以下の情報が整理された。

**【収集できた書類に記載されていた事項】**

- ア 合法性の証明：なし
- イ 輸出者の名称：F社
- ウ 伐採国：不明
- エ 樹種：White Wood (オウシュウトウヒ)
- オ 品目：製材
- カ 数量：〇〇m<sup>3</sup>
- キ 補足情報：PEFC-CoC の認証書

チェックリスト2(オーストリア産製材)

枠あり

基本的な使用方法

枠なし

より効果的な使用方法

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項		社内管理番号:	
「低リスク評価寄与度」の上位の項目が確認されている			
No.	低リスク評価寄与度	チェックリスト1の事項	自由記載欄
(1)チェックリスト1を活用しつつ、収集した書類を確認し、該当する項目にチェック			
1	製材		
(1)	<input checked="" type="checkbox"/> 収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	<input type="checkbox"/> 調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
(3)	<input checked="" type="checkbox"/> 調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)	<input checked="" type="checkbox"/> 調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	製品はOCoM3の製材で、その全量がWW(オウシュウトウヒ)であることを確認。少なくとも一部はオーストリアで伐採されたものであるが、全量かは不明。
2	原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報		
(1)	<input type="checkbox"/> 調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています		(2)チェックした根拠を記入
(2)	<input type="checkbox"/> 調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性林給等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	製品がCoC認証材であることが、取引書類から確認できない。
(3)	<input type="checkbox"/> 調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)	<input type="checkbox"/> 伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したこと証明書を取得しています	ア	
(5)	<input type="checkbox"/> 調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	
3	調達先に関する情報		
(1)	<input type="checkbox"/> 調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)	<input checked="" type="checkbox"/> 調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)	<input checked="" type="checkbox"/> 調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	調達先のPEFCのCoC認証証書を確認。
(4)	<input checked="" type="checkbox"/> 調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ	
4	原材料となっている樹木が伐採された国又は地域		
(1)	<input type="checkbox"/> 伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	製品はオーストリアから輸入しているが、伐採国はオーストリア以外の第三国も含む可能性を棄却できない。
(2)	<input type="checkbox"/> 伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の犯罪はありません	ウ	
5	原材料となっている樹木の樹種		
(1)	<input checked="" type="checkbox"/> 調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	オウシュウトウヒ
(2)	<input type="checkbox"/> 調達した木材等の樹種に関し、節目が明確な総称を把握しています		(2)チェックされなかった根拠を記入
(3)	<input type="checkbox"/> 調達した木材等の樹種は、調達された伐採国又は地域、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	伐採国不明のために確認できない
(4)	<input type="checkbox"/> 樹林木/人工林産品の木材のみが原材料として使われています	キ	
(5)	<input type="checkbox"/> 伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？			
<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		製品に使用された原材料の伐採国を確認できなかった。また、調達先がPEFC認証を受けていることは確認できたが、取引書類に認証材の記載はなかった。
<input checked="" type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました →【チェックリスト3】へ		(4)判断の根拠を記入



## 2) チェックリスト2における作業のながれ

手順1で作成されたチェックリスト1を用いて、以下の作業を行った。

### (1) 違法伐採リスク確認項目にチェック

チェックリスト1のア～カの項目を用いて、該当する違法伐採リスク確認項目（「低リスク評価寄与度」の列）へチェックした。なお、「低リスク評価寄与度」の「大」の項目がチェックされている場合でも、「中」「小」の項目に該当する情報が得られている場合にはチェックを行った。

### (2) チェックした根拠を記入

自由記入欄を活用し、取得された情報を総合したチェックの根拠を記入した。

また、「2. 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報」（2）、「4. 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域」（1）、「5. 原材料となっている樹木の樹種」（3）へ、項目を選択できなかった根拠を記入し、評価をするために不足している情報を明らかにした。

### (3) 総合的なリスク評価、合法性確認の判断

上記(1)のチェックと(2)の根拠から総合的に検討し、伐採国が不明であることを考慮し、違法伐採リスクが無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断してチェックした。

### (4) 判断の根拠を記入

項目2の合法性を担保する書類及び伐採国が記載してある書類はなかったため、欧州域内、域外を含め、原材料をどこから輸入しているか不明であることを加味し判断の根拠を記入した。

チェックリスト3 リスク緩和措置に係る追加的な情報収集事項			社内管理番号:
追加の情報収集の内容	チェックリスト2の項目番号 (No.)	自由記載欄	
1 取引関係者について			
(1) <input checked="" type="checkbox"/> 直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める	2, 3, 4, 5	調達先に問い合わせを行い、当該製品の原材料(原木)の調達先を確認。	
(2) <input type="checkbox"/> 同業、商社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる			
(3) <input type="checkbox"/> 調達先や伐採事業者が過去に問題を起こしたことはないか、政府機関や地方自治体に対して照会する			
2 調達する木材そのものについて			
(1) <input type="checkbox"/> 木材の目視を行う	4, 5		
(2) <input type="checkbox"/> 木材の組織観察を行う			
(3) <input type="checkbox"/> 木材のDNA分析を行う			
(4) <input type="checkbox"/> 木材の安定同位体分析を行う			
3 その他の情報について ※手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む			
(1) <input checked="" type="checkbox"/> 問い合わせや訪問調査を行う	1, 2, 4, 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原木の伐採地は複数あったが、全てオーストリア国内で、調達先事業者による合法性の確認が行われていることを確認。</li> <li>・オーストリアは汚職・腐敗が行われている可能性が低いと評価(2022年のCP指標:71)</li> <li>・オーストリアは違法伐採対策の法律であるEUTRが施行されている(クリーンウッド・ナビ)。</li> </ul>	
(2) <input type="checkbox"/> 伐採地の衛星データ等を確認する			
(3) <input type="checkbox"/> 証明書等に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうか、伐採地の状況等を照会する			
(4) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	-		
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたか判断できましたか?	<input checked="" type="checkbox"/> 違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました <input type="checkbox"/> 違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました	伐採国はオーストリアであり、違法伐採リスクは低いと判断した。	

(1)実施した方法に  
チェック

(2)収集した情報  
の内容を記入

(3)これまでのチェック内容等を踏まえて、  
合法性が確認できたか否かを判断して  
チェック

(4)判断の根拠を記入

### 3) チェックリスト 3 における作業の流れ

手順 2 の判断を受け、以下の作業を行った。

#### (1) 実施した追加の情報収集の内容にチェック

チェックリスト 2 の結果を受けて実施した項目にチェックした。

本事例では、調達先の事業者へ確認し、当該の製材に使用された原材料の調達先の情報を入手した。加えて、外部の情報源を参照し、原材料調達先に関連した追加情報、周辺情報の入手も行った。

#### (2) 実施した追加の情報収集の具体的内容、参照した情報、それらに基づく違法伐採リスクに係る評価を記入

上記(1)で得られた情報に基づき、特定された調達先のホームページから伐採地に関する追加情報を収集。調達先の所在する地域について外部の情報も参照し、伐採地に関する違法伐採リスク評価も行った。

#### (3) 総合的なリスク再評価、合法性確認の判断

上記(2)で得られた情報に基づき、合法性確認の判断を行った。

#### (4) 判断の根拠を記入

直接の調達先への問い合わせにより、丸太の調達先に対しても合法性確認を行っており、伐採国はオーストリアに限定されることを確認、クリーンウッド・ナビを含めた外部の情報も参照した結果、違法伐採リスクは無視できると判断した。

### 仮想事例 3 添付資料

- ① Sales confirmation (売買確認書)
- ② Invoice (インボイス)
- ③ Package specification (パッケージ仕様)
- ④ Way Bill (貨物運送状)
- ⑤ PEFC-CoC の認証書

① Sales confirmation (売買確認書)



会社  
ロゴ

2022-09-02

**Sales Confirmation**

**Seller:**

サプライヤーの社名  
住所

Sales agent

Delivery Address

**Buyer's Reference**      **SCNo:**

**Consignee Reference**

**Buyer**

輸入者の社名  
住所

**Consignee**

荷受人の社名  
住所

**Country of origin**      **Country of destination**  
Austria      Japan

**Terms of delivery**

**Terms of payment**  
Payment immediately after receipt of invoice + sea waybill

Product	Packages	Quantity	Unit	Unit Price	Del Date
WW NED/A      45.0x105.0x2.985      S4S	24	50.0	M3	EUR	202210
- WW S4S 45x105 NED/A RD FOHC 1x3 pcs 70 % PEFC certified DNVFI-PEFC-		18			
<b>Total</b>		<b>50.000</b>	<b>M3</b>	<b>EUR</b>	

**SC remark:**

樹種、製品仕様、数量、PEFC70%、材積量

② Invoice (インボイス)



会社  
ロゴ

2022-10-31

**INVOICE**

Seller:

サプライヤーの社名  
住所

Sales agent

Delivery Address

Main Carriage          Place Of Loading

Buyer's Reference          Invoice Number:

Consignee Reference

Buyer

輸入者の社名  
住所

Consignee

荷受人の社名  
住所

Country of origin          Country of destination  
Austria                      Japan


Terms of delivery

Terms of payment  
Payment immediately after receipt of invoice +  
sea waybill

Place Of Discharge          Due date

SCNo	Product	Packs Num	Quantity	Unit	Unit Price	Amount
					EUR	
	Moisture					
	%					
ITHC2210-01	WW NED/A 45.0x105.0x2.985 S4S - WW S4S 45x105 NED/A KD FOHC 1x3 pcs bundling 000, - 70 % PEFC certified DNVFI-PEFC-COC-	24	50.784	M3		--
	18					
<b>Total</b>	樹種、製品仕様、数量、PEFC70%、材積量	<b>24</b>	<b>50.784</b>	<b>M3</b>	<b>EUR</b>	
Tax 0%					<b>EUR</b>	<b>0.00</b>
<b>Total with Tax</b>					<b>EUR</b>	

③ Package specification (パッケージ仕様)



会社  
ロゴ

2022-10-18

**PACKAGE SPECIFICATION**

<p><b>Seller:</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                 サプライヤーの社名 住所             </div>	<p><b>Loading order:</b></p>	<p><b>Invoice Number:</b></p>
<p><b>Transport Information:</b></p>	<p><b>Delivery Address:</b></p>	<p><b>Invoice date:</b> N/A</p> <p><b>Sales contract Number:</b></p>
	<p><b>Consignee:</b> 輸入者の社名</p> <p><b>Terms of Delivery:</b></p>	

樹種、製品仕様、PEFC70%、材積量

**Product Type:** Whitewood 45.00x105.00 / NED/A WW S4S 45x105 NED/A KD CF 70 % PEFC certified DNVFI-PEFC-COC-

**Invoice Number:**

**Invoice Date:** N/A

**SCno:**

Package	Container No	Act. length / Nom. length	Pcs	M3
2001203042887	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042888	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042889	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042890	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042891	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042892	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042905	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042906	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042907	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042908	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042909	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042910	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042911	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042912	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042913	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042914	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042915	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042916	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042917	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042918	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042919	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042920	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042921	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042922	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
<b>No of Packages: 24</b>			<b>3600</b>	<b>50.784</b>
<b>Container Total:</b>		<b>24 packages</b>	<b>3600</b>	<b>50.784</b>

製品サイズ、数量、材積量

④ Way Bill (貨物運送状)

SHIPPER サプライヤーの社名 住所		<b>WAYBILL NON NEGOTIABLE</b>		VOYAGE NUMBER 0BEDCE1MA	
				WAYBILL NUMBER	
CONSIGNEE 輸入者の社名 住所 電話番号		EXPORT REFERENCES 1492692			
NOTIFY PARTY, Carrier not to be responsible for failure to notify 輸入者の社名 住所 電話番号		CARRIER: CMA CGM Société Anonyme au Capital de 234 988 330 Euros Head Office: 4, quai d'Arcen - 13002 Marseille - France Tel: (33) 4 88 91 90 00 - Fax: (33) 4 88 91 90 95 562 024 422 R.C.S. Marseille			
PRE CARRIAGE BY*	PLACE OF RECEIPT*	FREIGHT TO BE PAID AT	NUMBER OF ORIGINAL WAYBILLS		
		GOthenBURG	ZERO (0)		
VESSEL	PORT OF LOADING	PORT OF DISCHARGE	FINAL PLACE OF DELIVERY*		
MARKS AND NOS CONTAINER AND SEALS	NO AND KIND OF PACKAGES	DESCRIPTION OF PACKAGES AND GOODS AS STATED BY SHIPPER SHIPPER'S LOAD STOW AND COUNT SAID TO CONTAIN	GROSS WEIGHT CARGO	TARE	MEASUREMENT
	1 x 40HC	24 PACKAGE (S)	23400.000	3700	50.784
		HS CODE- 44071220 WHITEWOOD THC PREPAID	HS コード 樹種		
<p><b>FREIGHT PREPAID</b> Shipped on Board BELITA 01-NOV-2022 CMACGM Sweden As agents for the Carrier</p> 					
eight in Kgs Total: 1 CONTAINER(S)		Sheet 1 of 2	23400.000	3700	50.784
ABOVE PARTICULARS DECLARED BY SHIPPER. CARRIER NOT RESPONSIBLE.					
<b>ADDITIONAL CLAUSES</b>					
<p> cargo at port is at merchant risk, expenses and responsibility          THC at destination payable by Merchant as per line/port tariff          For the purpose of the present carriage, clause 14(2) shall exclude the application of the Antwerp rules, 2004.          Demurrage and detention shall be calculated and paid as per general tariff available on the web site www.cma-cgm.com, or in any of CMA CGM agency. However if special free time conditions are granted, rates applicable as per general tariff grid shall start from the day following the last free day.          Mis-declaration of cargo weight endangers crew, port workers and vessels' safety. Your cargo may be weighed at any place and time of carriage and any mis-declaration will expose you to claims for all fees, expenses or damages whatsoever resulting thereof and be subject to freight surcharge.          The shipper acknowledges that the Carrier may carry the goods identified in this bill of lading on the deck of any vessel and in taking remittance of this bill of lading the Merchant (including the shipper, the consignee and the holder of the bill of lading, as the case may be) confirms his express acceptance of all the terms and conditions of this bill of lading and expressly confirms his unconditional and irrevocable consent to the possible carriage of the goods on the deck of any vessel.</p>			<p>274. The Merchant is responsible for returning any empty container, with interior clean, free of any dangerous goods placards, labels or markings, at the designated place, and within 60 days following to the date of release, failing which the container shall be construed as lost. The Merchant shall be liable to indemnify the Carrier for any loss or expense whatsoever arising out of the foregoing, including but not limited to liquidated damages equivalent to the sound market value - or the depreciated value due by the Carrier to a container lessor. The Carrier is entitled to collect a deposit from the Merchant at the time of release of the container which shall be remitted as security for payment of any sums due to the Carrier, in particular for payment of all detention and demurrage and/or container indemnity as referred above.          337. This Waybill is governed by the Terms and Conditions available on the CMA CGM website (http://www.cma-cgm.com/products-services/shipping-guide/bl-clauses) which the Merchant has read and accepted. The carrier is entitled to deliver the cargo to the Consignee, after payment of any outstanding Freight, on provision of proper proof of identity without the need to produce or surrender a copy of this</p>		
<p>CEIVED by the Carrier from the Shipper in apparent good order and condition (unless otherwise noted herein) the total number or quantity of containers or other packages or units indicated above by the Merchant for carriage, subject to all the terms hereof (including the terms on page one) and tariff for the relevant trade, from the place of receipt or the port of loading, whichever applicable, to the port of discharge or place of delivery, whichever applicable. This Waybill is deemed to be a contract of carriage as defined in Article 1 (b) of the Hague Rules and Hague Visby Rules although this is not a document of title to the Goods.          EVERY only will be made on Payment of all Freight and Charges and to the named Consignee or any third party nominated by the Consignee by written instruction to the Carrier or his Agent, unless the Shipper instructs otherwise prior to delivery. The rights and liabilities arising according to the terms hereof shall (without prejudice to any rule of common law and status) become binding between the Carrier and Consignee as if agreement has been made between them and the Shipper guarantees on reception of this Waybill that he has accepted it on his own behalf, on behalf of the Consignee and the Owner of the Goods, and warrants that he has authority to do so.          claims and actions arising between the Carrier and the Merchant in relation with the contract of Carriage evidenced by this Waybill shall exclusively be brought before the Tribunal de Commerce de Marseille and no other Court shall have jurisdiction with regards to any such claim or action. Notwithstanding the above, the Carrier is also entitled to bring the claim or action before the Court of the place where the defendant has his registered office.          s Waybill is issued subject to the C.M.I Uniform Rules for Sea Waybills.          (OTHER TERMS AND CONDITIONS OF THE CONTRACT ON PAGE ONE)</p>					
PLACE AND DATE OF ISSUE	GOthenBURG	01 NOV 2022	SIGNED FOR THE CARRIER CMA CGM S.A. BY CMACGM Sweden as agents for the carrier CMA CGM S. A.		
SIGNED FOR THE SHIPPER					
APPLICABLE ONLY WHEN THIS DOCUMENT IS USED AS A COMBINED					



⑤ PEFC-CoC の認証書



# CHAIN OF CUSTODY CERTIFICATE

Certificate no.:

Initial certification date:

Valid:

This is to certify that

サプライヤーの社名

住所

meets the requirements of following international PEFC standards:

**PEFC ST 2002:2020 and PEFC 2001:2020**

This certificate is valid for the following product or service ranges:

**Wood and fiber sourcing, manufacturing and distribution of round wood, sawn products, further processed sawn products, biocomposite materials, sawmill by-products and wood pellets, wood based panels, engineered wood products such as finger jointed lumber, CLT, LVL, buildings and their parts and glue-laminated timber.**

The validity of this certificate shall be verified on [www.pefc.org](http://www.pefc.org).

Place and date:  
Espoo, 07 December 2022



For the issuing office:  
DNV - Business Assurance  
Kellaranta 1, 02150 Espoo, Finland

Kimmo Haarala  
Management Representative

Lack of fulfillment of conditions as set out in the Certification Agreement may render this Certificate invalid.

ACCREDITED UNIT: DNV Business Assurance Finland Oy Ab, Kellaranta 1, 02150 Espoo, Finland - TEL: +358 10 292 4200. [www.dnv.fi/assurance](http://www.dnv.fi/assurance)



Certificate no.: DNVFI-PEFC-COC-  
Place and date:

## Appendix to Certificate

### Stora Enso Oyj, Division Wood Products

Locations included in the certification are as follows:

Site Name	Site Address	Site Scope
認証を受けたサプライヤーの支社名	住所	Purchase, sales and distribution of sawn wood, further processed sawn products, sawmill by-products and wood pellets, wood based panels, engineered wood products such as finger jointed lumber, glue-laminated wood, LVL, CLT, buildings and their parts. Physical separation method Credit method Including logistics warehouses in Sydney, Adelaide and Brisbane.
認証を受けたサプライヤーの支社名	住所	Wood sourcing, manufacturing and distribution of sawn wood, sawmill by-products, further processed sawn products, engineered wood products, CLT, buildings and their parts. Credit method
↓ 認証を受けたサプライヤーの支社名	住所	Wood sourcing, manufacturing and distribution of sawn wood, sawmill by-products and further processed sawn products. Credit method
認証を受けたサプライヤーの支社名	住所	Wood sourcing, manufacturing and distribution of sawn wood, sawmill by-products, further processed sawn products, engineered wood products, CLT, buildings and their parts. Credit method
認証を受けたサプライヤーの支社名	住所	Wood sourcing, manufacturing and distribution of sawn wood, sawmill by-products and further processed sawn products. Credit method
認証を受けたサプライヤーの支社名	住所	Purchase of sawn products, manufacturing and distribution of further processed sawn products, engineered wood products and by-products. Credit method
認証を受けたサプライヤーの支社名	住所	Wood sourcing, manufacturing and distribution of sawn wood, sawmill by-products, further processed sawn products, engineered wood products, CLT, buildings and their parts and wood pellets. Credit method
認証を受けたサプライヤーの支社名	住所	Wood sourcing, manufacturing and distribution of sawn wood, sawmill by-products, further processed sawn products, engineered wood products and wood pellets. Credit method

Lack of fulfillment of conditions as set out in the Certification Agreement may render this Certificate invalid.  
ACCREDITED UNIT: DNV Business Assurance Finland Oy Ab, Keilaranta 1, 02150 Espoo, Finland - TEL: +358 10 292 4200. www.dnv.fi/assurance



DNV

Certificate no.: DNVFI-PEFC-COC-  
Place and date:

## Appendix to Certificate

### Multi-site certificate

<b>Product category:</b>	01000 Round wood 01010 Sawlogs and veneer logs 01020 Pulpwood 01030 Chips and particles 01040 Wood residues 02010 Fuelwood (incl. chips, residues, pellets, brickets etc) 03000 Sawn wood and sleepers 03020 Sawn wood 04020 Finger Jointed Lumber 04030 Glue Laminated Products (Gluelam) 04040 Laminated Veneer Lumber (LVL) 04080 Other (incl. CLT) 08060 Other 09010 Buildings and their parts 09023 Decking 14000 Other
<b>Material category:</b>	PEFC certified and PEFC controlled sources
<b>Applied chain of custody method:</b>	Credit method Physical separation method Percentage method
<b>Tree species:</b>	Scots pine - <i>Pinus sylvestris</i> Spruce - <i>Picea abies</i> Black Pine - <i>Pinus nigra</i> Douglas fir - <i>Pseudotsuga menziesii</i> Silver fir - <i>Abies alba</i> Birch - <i>Betula</i> sp Aspen - <i>Populus</i> sp Alder - <i>Alnus</i> sp Ash - <i>Fraxinus</i> sp Beech - <i>Fagus sylvatica</i> Black locust - <i>Robinia pseudoacacia</i> Elm - <i>Ulmus campestris</i> Hornbeam - <i>Carpinus betulus</i> Larch - <i>Larix</i> sp Lime - <i>Tilia cordata</i> Maple - <i>Acer campestre</i> Oak - <i>Quercus</i> sp Willow - <i>Salix</i> sp

Lack of fulfilment of conditions as set out in the Certification Agreement may render this Certificate invalid.  
ACCREDITED UNIT: DNV Business Assurance Finland Oy Ab, Keilaranta 1, 02150 Espoo, Finland - TEL: +358 10 292 4200. [www.dnv.fi/assurance](http://www.dnv.fi/assurance)

Page 6 of 6

## 仮想事例 4：インドネシア産合板

日本の木材商社である G 社は、継続的に取引のあるインドネシアの H 社から輸入する合板に対して、以下のとおり合法性の確認等を行った。

手順 1	<p>H 社との契約時に、樹種、伐採国、及び法令に適合して伐採された旨が記載された書類の提供を依頼した。またこの際、効率的に合法性確認を行うため、第三者機関による認証等を取得している場合は、そのことを証する書類についても、補足情報として提供を依頼した。</p> <p>その結果、商品が届くまでに、①～⑨の書類の提供を受けた。補足情報は得られなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① Contract (契約書)</li> <li>② Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス)</li> <li>③ Packing List (梱包明細書)</li> <li>④ Certificate of Species (樹種証明書)</li> <li>⑤ Report of Testing (試験報告書)</li> <li>⑥ Bill of Lading (船荷証券)</li> <li>⑦ Certificate of Origin (原産地証明書フォーム AJ)</li> <li>⑧ ISPM 15(国際貿易における木材こん包材の規制)</li> <li>⑨ V-LEGAL (合法性証明書)</li> </ul>
手順 2	<p>「手引き」のチェックリスト 1 を活用し、手順 1 で提供された上記の書類に、必要な事項が含まれていることを確認した。</p> <p>提供された書類や作成したチェックリスト 1 等を踏まえ、「手引き」のチェックリスト 2 を活用し、調達する木材について、以下のとおり違法伐採リスクの評価を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 調達先、伐採国、樹種、量について、複数の書類で確認でき、互いに齟齬はなかった。</li> <li>• 法令に適合して伐採された合法性証明については、インドネシア政府により発行された書類であると確認できた。【チェックリスト 2：1 (1) (2)、2 (1)】</li> <li>• 伐採国であるインドネシアについて、クリーンウッド・ナビの国別情報や、複数の違法伐採リスク評価サイトの情報から、木材合法性検証システム (SVLK) が整備されており、調達した木材の違法伐採リスクは低いと評価した。【チェックリスト 2：4 (1) (2)】</li> <li>• 原材料となっている樹木の樹種について、明確に確認できたとともに、すべて禁伐対象樹種ではないことを確認できた。【チェックリスト 2：5 (1) (2) (3)】</li> <li>• これらを踏まえ、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断した。</li> </ul>
手順 3	<p>手順 2 で合法性が確認できたと判断したため、実施しなかった。</p>
記録保存	<p>作成したチェックリストと①～⑨の書類をひとつの簿冊として保存した。このデータは以後の H 社から調達する合板の合法性確認にも活用した。</p>

販売先への提供	調達した合板の販売時に、合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨を納品書に記入し、販売先に提供した。
---------	--

木材等の合法性の確認のためのチェックリスト		
		記入日: ○○年 ○月 △日
取引内容:インドネシア産合板の輸入		
取引相手: B社(責任者:○○部□□課△△氏)		
担当者: ●●部■課▲▲		
責任者: ●●部■課△△課長		
チェックリスト1 木材等の調達先に対し提供を求める事項		社内管理番号:
事項	収集した書類(該当するものを選択)	自由記載欄
ア 原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input checked="" type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	⑤V-LEGAL
イ 原材料となっている樹木の所有者又はその木材の輸出者の氏名、名称、住所: H社	<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input checked="" type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①Contract(契約書) ②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Packing List(梱包明細書) ④Certificate of Species(樹種証明書) ⑥Bill of Lading(船荷証券)
ウ 樹木が伐採された国又は地域: インドネシア	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input checked="" type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	③V-Legal ⑦Certificate of Origin(原産地証明書フォームA.J)
エ 原材料となっている樹木の樹種名: メランティ(フェースバック)、ファルカタ(中芯)	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input checked="" type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①Contract(契約書)
オ 木材等の種類(品目): 合板	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①Contract(契約書) ②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Packing List(梱包明細書) ④Certificate of Species(樹種証明書) ⑦Certificate of Origin(原産地証明書フォームA.J) ⑤V-Legal
カ 重量、面積、体積、数量: ○○m3	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①Contract(契約書) ②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Packing List(梱包明細書) ⑤Bill of Lading(船荷証券)
キ 補足情報	<input type="checkbox"/> 第三者機関による認証の証明書等(森林認証、合法性検証等) <input type="checkbox"/> 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定書 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	③Packing List(梱包明細書) ④Certificate of Species(樹種証明書) ⑤Bill of Lading(船荷証券) ⑤V-Legal

(1)書類に記載のある項目にチェック

(2)書類に記載されていた情報を記入

(3)収集した書類の具体的な名称を記入

## 1) チェックリスト1における作業の流れ

手順1で提供された書類を活用し、以下の作業を行った。

### (1) 確認事項についての記載がある書類についてチェック

はじめに、書類⑨のV-Legalにおいて、ア～カまでの情報が確認されたため、項目へチェックした。次に、①～⑧までの書類に記載されている情報も確認し、イ～カの項目のうち、該当する書類の種類へとチェックした。

### (2) 書類に記載されていた情報を記入

「事項」の列の項目イ～カに、書類①～⑨で確認された情報を記入した。事業者が通常取引を管理するためのデータベースを有しており、本チェックリストと管理番号等で連動することが出来る場合には、記入の必要性はないと思われたが、本チェックリスト1の記載事項を参照しながら、手順2、手順3を行う可能性を想定し、より効果的な記載事項として記入した。

### (3) 収集した書類の具体的な名称を記入

項目ア～カのチェックに用いた書類の名称を、該当する自由記載欄に記入した。本事例の場合、⑨V-Legalによってチェックリストの項目を満たすことができたが、ウの伐採地、エの樹種名の項目など、他の書類においてより詳細な情報が記されている場合があること、及び収集した書類同士の整合を図る意味においても、根拠となる書類を全て記入することは有効と判断した。

上記(1)～(3)の結果、以下の情報が整理された。

#### 【収集できた書類に記載されていた事項】

ア 合法性の証明：V-Legal  
イ 輸出者の名称：H社  
ウ 伐採国：インドネシア  
エ 樹種：メランティ、ファルカタ  
オ 品目：合板  
カ 数量：〇〇m<sup>3</sup>  
キ 補足情報：なし

チェックリスト2 (インドネシア産合板)

枠あり

基本的な使用方法

枠なし

より効果的な使用方法

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項			社内管理番号:	
No.	低リスク評価 寄与度		チェックリスト1の 事項	自由 記載欄
	大	中		
<p>「低リスク評価寄与度」の上位の項目が選択された場合、下位の項目の選択は強制されず</p> <p>(1)チェックリスト1を活用しつつ、収集した書類を確認し、該当する項目にチェック</p>				
1	総括			
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	製品はOCm3の合板で、その全量についてインドネシアで伐採されたメランティおよびファルカタであり、V-Legalによる合法性証明材であることを確認した。
(3)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)	<input type="checkbox"/>	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
2	原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報			
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)	<input type="checkbox"/>	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したこと証明書を取得しています	ア	
(5)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	
3	調達先に関する情報			
(1)	<input type="checkbox"/>	調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	
(4)	<input type="checkbox"/>	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取引についての報告等を公表しています	キ	
4	原材料となっている樹木が伐採された国又は地域			
(1)	<input type="checkbox"/>	伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	木材合法性検証システム(SVLK)が整備されているが、腐敗認識指数(CPI)は34と高いとは言えない。
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	チャタムハウスの森林ガバナンスと合法性ではFair~Good、合板の違法性リスクは比較的低いと評価されている。
5	原材料となっている樹木の樹種			
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	ファルカタは一種だが、メランティはサラノキ属の多数の種を含むと考えられる。
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種に関する税関が明確な総称を把握しています	エ、キ	
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種が記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	メランティはインドネシアに自然分布し、ファルカタは広く植栽されている。双方ともに禁伐対象ではない。
(4)	<input type="checkbox"/>	植林木/造林由来の木材のみが原材料として使われています	キ	ファルカタのみ植林木
(5)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？				
	<input checked="" type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		・公的な合法性証明(V-Legal)が得られている。
	<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました。 →【チェックリスト3】へ		・また、BL等の取引書類、原産地証明書、樹種証明書により、情報が多面的にカバーされていることから、違法リスクが低いと判断。
(4)判断の根拠を記入				



## 2) チェックリスト2における作業の流れ

手順1で作成されたチェックリスト1を用いて、以下の作業を行った。

### (1) 違法伐採リスク確認項目にチェック

チェックリスト1のア～カの項目を用いて、該当する違法伐採リスク確認項目（「低リスク評価寄与度」の列）へチェックした。なお、「低リスク評価寄与度」の「大」の項目がチェックされている場合でも、「中」「小」の項目に該当する情報が得られている場合にはチェックを行った。

### (2) チェックした根拠を記入

自由記入欄を活用し、取得された情報を総合したチェックの根拠を記入した。

また、「4. 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域」の(1)の大項目が選択できなかった根拠を記入し、中項目の根拠を明確に記入することに努めた。

「5. 原材料となっている樹木の種類」については、複数の樹種が組み合わせられた製品であることを考慮し、それぞれの樹種の詳細を記入した。

### (3) 総合的なリスク評価、合法性確認の判断

上記(1)のチェックと(2)の根拠から総合的に検討し、違法伐採リスクが無視できるレベルであると評価し、合法性確認ができたと判断してチェックした。

### (4) 判断の根拠を記入

公的な合法性証明があり、かつ取引書類により情報が多重的にカバーされていることから、違法伐採リスクが低いと判断した。

#### 仮想事例 4 添付資料

- ① Contract (契約書)
- ② Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス)
- ③ Packing List (梱包明細書)
- ④ Certificate of Species (樹種証明書)
- ⑤ Report of Testing (試験報告書)
- ⑥ Bill of Lading (船荷証券)
- ⑦ Certificate of Origin (原産地証明書フォーム AJ)
- ⑧ ISPM 15(国際貿易における木材こん包材の規制)
- ⑨ V-LEGAL

① Contract (契約書)



サプライヤーの社名

住所

電話番号

**CONTRACT**

161 / IKC / 2022

DATE : 21 NOVEMBER 2022

SELLER : サプライヤーの社名  
住所

BUYER : 輸入者の社名  
住所

COMMODITION : 製品名、JAS 規格適合  
樹種名  
仕様

SPECIFICATIONS :

SIZE (MM)	GRADE	CONTRACT BUYER	GLUE	QUANTITY				PRICE (US\$/M3)	TOTAL AMOUNT (US\$)
				CRATE	PCS/CRT	PCS	M3		
4.8 X 1230 X 2440	G1 - RW - SP	BAS153-01	T2F4	28	180	5,040	72.6050		
4.8 X 1230 X 2440	G2 - RW - SP	BAS153-01	T2F4	4	180	720	10.3721		
<b>TOTAL</b>				<b>32 Crates</b>		<b>5,760</b>	<b>82.9771</b>		

PRICE : 材積量等

DATE OF DELIVERY :

DESTINATION :

PAYMENT :

MARKING :

REMARKS :

SELLER,  
サプライヤーの社名

BUYER,  
輸入者の社名

署名

署名

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

② Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス)



サプライヤーの社名  
住所  
電話番号

**COMMERCIAL INVOICE**

NO.: 256/EXP/BIC/XII/2022

MESSRS,  
輸入者の社名  
住所  
電話番号

DATE :  
CONTRACT NO. :  
NAME OF VESSEL :  
  
DEPARTURE DATE :  
FROM :  
TO :  
L/C NO. :  
DATE :  
ISSUING BANK :

NOTIFY :

DESCRIPTION OF GOODS :				INDONESIAN PLYWOOD			材積量等		TOTAL AMOUNT (USD)
SIZE (MM)	GRADE	GLUE	CONTRACT BUYER	QUANTITY			UNIT PRICE (USD/M3)		
				CRATES	PIECES	M3			
4.8 X 1,230 X 2,440	G1 - RW - SP	T2F4	BAS153-01	29	5,220	75.1980			
4.8 X 1,230 X 2,440	G2 - RW - SP	T2F4	BAS153-01	3	540	7.7791			
<b>TOTAL</b>				<b>32</b>	<b>5,760</b>	<b>82.9771</b>			

GROSS WEIGHT 47,934 KGS  
NET WEIGHT 46,604 KGS  
NO. OF CONTAINER(S) 2 X 40' CONTAINERS  
MARKS IKC NO. 1 + UP  
BAS153-01

WE CERTIFY THAT :  
- WOOD PACKAGING MATERIAL WHICH USED HAVE BEEN TREATED, CERTIFIED AND MARKED ACCORDING TO 'ISPM NO.15'

NOTE :  
CFR = USD.  
FREIGHT = USD.  
FOB = USD.

署名

③ Packing List (梱包明細書)



サプライヤーの社名  
住所  
電話番号

**PACKING LIST**

NO.: 256/EXP/BIC/XII/2022

MESSRS.  輸入者の社名 住所 電話番号	DATE	:
	CONTRACT NO.	:
	NAME OF VESSEL	:
NOTIFY:	DEPARTURE DATE	:
	FROM	:
	TO	:
	L/C NO.	:
	DATE	:
	ISSUING BANK	:

DESCRIPTION OF GOODS :    INDONESIAN PLYWOOD				材積量、重量等				
CONTRACT BUYER	SIZE (MM)	GRADE	GLUE	QUANTITY			GROSS WEIGHT (KGS)	NET WEIGHT (KGS)
				CRATES	PIECES	M3		
BAS153-01	4.8 X 1,230 X 2,440	G1 - RW - SP	T2F4	29	5,220	75.1980	43,440	42,234
BAS153-01	4.8 X 1,230 X 2,440	G2 - RW - SP	T2F4	3	540	7.7791	4,494	4,370
<b>T O T A L</b>				<b>32</b>	<b>5,760</b>	<b>82.9771</b>	<b>47,934</b>	<b>46,604</b>

TOTAL NO. OF CONTAINER(S) : 2 X 40' CONTAINERS  
MARKS : IKC NO. 1 + UP  
BAS153-01

署名

④ Certificate of Species (樹種証明書)



サプライヤーの社名  
住所  
電話番号

**CERTIFICATE OF SPECIES**

MESSRS,

輸入者の社名  
住所  
電話番号

RE : CERTIFICATE OF SPECIES

THIS IS TO CERTIFY THAT THE LOG SPECIES ARE AS FOLLOWS :

- 1. NAME OF VESSEL : TANTO MANIS V.341
- 2. CONTRACT : 161/KC/2022
- 3. FROM : BANJARMASIN, INDONESIAN PORTS
- 4. TO : SHIMIZU, JAPANESE PORTS
- 5. DESCRIPTION OF GOODS : INDONESIAN PLYWOOD
- 6. INVOICE NO. : 256/EXP/BIC/XII/2022
- 7. JAS MARK : PAPER SLIP
- 8. QUANTITY OF LOADED :

材積量等

SIZE (MM)	GRADE	GLUE	CONTRACT BUYER	QUANTITY		
				CRATES	PIECES	M3
4.8 X 1,230 X 2,440	G1 - R/W - SP	T2F4	BAS153-01	28	5,040	72.6050
4.8 X 1,230 X 2,440	G2 - R/W - SP	T2F4	BAS153-01	4	720	10.3721
<b>TOTAL</b>				<b>32</b>	<b>5,760</b>	<b>82.9772</b>

9. FACE / BACK RED MERANTI

CRATE NO. :

樹種名

FACE / BACK WHITE MERANTI

CRATE NO. :

署名

⑤ Report of Testing (試験報告書)



サプライヤーの社名  
住所  
電話番号

**REPORT OF TESTING**

Manufacture =  
Address =  
Buyer =  
Contract Number =  
Product Type =  
Glue =  
Standard Methode =

NO.	Size ( mm ) / Glue	Report of Testing					Remark
		Emission (mg/l)		Bonding Strength	Moisture Content	Delamination	
		Max	Average	( N/mm <sup>2</sup> )	( % )	( % )	
1	4.8 x 1230 x 2440 / T2F4	0.2	0.2	0.9	10.5	100	Passed

署名

⑥ Bill of Lading (船荷証券)

See website for large version of reverse | 提单背面的放大版请看网站 | 提單背面的放大版請看網站

 <b>ORIENT EXPRESS CONTAINER CO., LTD.</b> WEBSITE: WWW.OECGROUP.COM		<b>BILL OF LADING NO. ORIGINAL</b> SO Number : _____	
<b>SHIPPER</b> サプライヤーの社名 住所		FOR DELIVERY OF GOODS PLEASE APPLY TO _____	
<b>CONSIGNEE</b> (This B/L is not negotiable unless marked "To Order" or "To Order of _____") 荷受人の社名 住所			
<b>NOTIFY PARTY</b> (No responsibility shall attach to Carrier or to his Agent for failure to notify) 輸入者の社名 住所 電話番号			
<b>VESSEL AND VOYAGE NO.</b> ( see Clause 13 & 14 )	<b>PLACE OF RECEIPT</b> ( Through Transportation ONLY - see Clause 1 & 5 )	<b>PORT OF LOADING</b>	
<b>PORT OF DISCHARGE</b>	<b>PLACE OF DELIVERY</b> ( Through Transportation ONLY - see Clause 1 & 5 )	<b>NUMBER OF ORIGINAL BIL</b>	

<b>PARTICULARS FURNISHED BY THE SHIPPER - NOT CHECKED BY CARRIER - CARRIER I</b>				
Container Numbers, Seal Numbers and Marks	No of Packages or Shipping Units	Description of Goods	Gross Cargo Weight	Measurement
SEE ATTACHED	2X40HQ	SHIPPER'S LOAD AND SEAL 32 CRATES SEE ATTACHED		
			材積量、重量等	
			Total: 47934.000 KGS 82.9771 CBM	
		"FREIGHT PREPAID" SVC TYPE: CY/CY SAY TOTAL: TWO FORTY FOOT HIGH CUBE CONTAINERS ONLY.		
<b>TOTAL NUMBER OF PACKAGES :</b> limitation of liability ( if applicable ) : ( See Clause 20 )		<b>CARRIER'S RECEIPT :</b> Total No. of packages received and acknowledged by carrier for the purpose of calculation of package 4X40HQ		

Charges including Freight - Cargo shall not be delivered unless charges are paid ( see Clause 17 )				
FREIGHT & CHARGES	BASIS	RATE	PREPAID	ECT
OCEAN FREIGHT			AS ARRANGED	

RECEIVED for shipment as specified above in apparent good order and condition unless otherwise stated, The Goods to be delivered at above mentioned Port of Discharge or Place of Delivery, whichever applies, SUBJECT TO Terms and Conditions contained on reverse side hereof, to which Merchant agrees by accepting this Bill of Lading.

IN WITNESS WHEREOF the number of original Bills of Lading on this side have been signed, one of which being accomplished, the others to stand void, unless applicable law provides otherwise.

**ORIENT EXPRESS CONTAINER CO., LTD.**

<b>DECLARED VALUE FOR OCEAN TRANSPORTATION</b> ( Only applicable if declared value changes paid - see Clause 20 ) NONE	<b>DECLARED VALUE FOR INLAND TRANSPORTATION</b> ( Only applicable if declared value changes paid - see Clause 21 ) NONE	AS AGENTS FOR THE CARRIER 
<b>PLACE AND DATE OF ISSUE</b> SURABAYA, DEC 31, 2022	<b>SHIPPED ON BOARD DATE</b> DEC 31, 2022	



⑦ Certificate of Origin (原産地証明書フォーム AJ)

Original

<p>1 Goods consigned from (Exporter's name, address, country)</p> <p>サプライヤーの社名 住所 国名</p>		<p>Reference No. <b>1000012/BJM/2023</b></p> <p style="text-align: center;">THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN (AJCEP AGREEMENT)</p> <p style="text-align: center;">CERTIFICATE OF ORIGIN FORM AJ Issued in <u>INDONESIA</u> (Country)</p> <p style="text-align: center;">See Notes Overleaf</p>			
<p>2 Goods consigned to (Importer's/Consignee's name, address, country)</p> <p>輸入者の社名 住所 国名</p>		<p>3. Means of transport and route (as far as known)</p> <p>Shipment Date : DECEMBER 31, 2022</p> <p>Vessel's name/Aircraft etc. :</p> <p>Port of discharge :</p>			
<p>3. Means of transport and route (as far as known)</p> <p>Shipment Date : DECEMBER 31, 2022</p> <p>Vessel's name/Aircraft etc. :</p> <p>Port of discharge :</p>		<p>4. For Official Use</p> <p><input type="checkbox"/> Preferential Treatment Given Under AJCEP Agreement</p> <p><input type="checkbox"/> Preferential Treatment Not Given (Please State reason/s)</p> <p style="text-align: center;">Signature of Authorised Signatory of the Importing Country</p>			
5. Item number	6. Marks and numbers of Packages	7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)	8. Origin criterion (see Notes Overleaf)	9. Gross weight or other Quantity and Value (FOB only when RVC criterion is used)	10. Number and date of Invoices
1	IKC NO. 1 + UP BAS153-01	32 CR INDONESIAN PLYWOOD 32 CRATES = 5,760 PIECES = 82.9771 M3 HS: 44123100	"WO"	GW: 47,934.0000 KGM NW: 46,604.0000 KGM	256/EXP/IBC/XII/2022 DECEMBER 22, 2022
		製品名 材積量 HS コード			重量
<p>11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statement are correct; that all the goods were produced in</p> <p style="text-align: center;">INDONESIA (Country)</p> <p>and that they comply with the requirements specified for these goods in the AJCEP Agreement for the goods exported to</p> <p style="text-align: center;">JAPAN</p> <p style="text-align: center;">署名</p> <p style="text-align: center;">Place and date, name, signature and company of authorised signatory</p>			<p>12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p style="text-align: center;">ISSUED RETROACTIVELY</p> <p style="text-align: center;"><b>ISSUING OFFICE IN PROVINSI KALIMANTAN SELATAN</b></p> <p style="text-align: center;">署名</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">BANJARMASIN, JANUARY 03, 2023</p> <p style="text-align: center;">Place and date, signature and stamp of certifying authority</p>		
<p>13. <input type="checkbox"/> Third Country Invoicing      <input type="checkbox"/> Back-to-back CO      <input checked="" type="checkbox"/> Issued Retroactively</p>					

Page 1 / 1

Form AJ Serial : **AJ - JAA -**

⑧ ISPM 15(国際貿易における木材こん包材の規制)



# PT. PACKING MATERIAL INDONESIA

Jl. Pramuka, Komplek Tirta Dharma, Palm View Residence No. D3, Banjarmasin  
Phone : (0511) 3255778 Fax : (0511) 3251413 E-mail : [pmibdi@gmail.com](mailto:pmibdi@gmail.com)

## ISPM NO. 15 CERTIFICATE

No.: 1827/HT-PMI/XII/22

Registration Number: **ID 015**

This is to certify that the wood packaging material described below was treated in accordance with the International Standard for Phytosanitary Measures No. 15 (ISPM # 15).

Name of Exporter : サプライヤーの社名  
住所  
電話番号

Name of Notify Party : 通知先の名称  
住所  
電話番号

Method of Treatment :

Duration of Treatment :

Date of Treatment :

Place of Treatment :

Description of Goods Treated:

Marking :

Description of Goods :

Quantity :

ShippingMark :

Vessel Name & Voyage No. :

Container / Seal Number :

Destination :

This certificate refers ISPM-15 Heat Treatment only and does not certify any other matters.


Date of Issued: December 31, 2022



Certified Company Representative's Signature:

署名

1<sup>st</sup> ORIGINAL

⑨ V-LEGAL



JAPAN				
COPY FOR THE LICENSEE	<b>5</b>	<b>1 Issuing authority</b> Name 書類発行者名称 Address 住所 Authority registration number 登録番号	<b>2 Importer</b> Name 輸入者の社名 Address 住所 Country of destination and ISO Code JAPAN - JP Port of loading Port of discharge Value (USD)	
		<b>3 V-Legal/licence number</b>	<b>4 Date of Expiry</b> 25   04   2023	
		<b>5 Country of export</b> 輸出国	<b>7 Means of transport</b> BY SEA	
		<b>6 ISO Code</b> ID		
		<b>8 Licensee</b> Name サプライヤーの社名 Address 住所	ETPIK Number N/A Tax Payer Number	
		<b>9 Commercial description of the timber products</b> INDONESIA PLYWOOD 製品名		<b>10 HS-Heading</b> 4412.31.00. HSコード
	<b>5</b>	<b>11 Common and Scientific Names</b> Meranti ( <i>Shorea spp.</i> ); Sengon ( <i>Paraserianthes falcataria</i> ) 樹種 (学名)		<b>12 Country of harvest</b> INDONESIA;INDONESIA 伐採国
		<b>14 Volume (m3)</b> 82.9771 材積量	<b>15 Net Weight (kg)</b> 46.604.00 重量	<b>16 Number of units</b> 32
<b>17 Distinguishing marks</b> INVOICE: 256/EXP/BIC/XII/2022 ISSUED 22 DECEMBER 2022			 20669045713	
<b>18 Signature and stamp of issuing authority</b> <div style="text-align: center;">                   Name AGGIES BUDI LINATI                  Place and date JAKARTA, 26 DECEMBER 2022             </div>				

## 仮想事例 5：中国産集成材

日本の木材商社である I 社は、新規の取引先である中国の J 社から輸入する集成材に対して、以下のとおり合法性の確認等を行った。

手順 1	<p>J 社との契約時に、樹種、伐採国、及び法令に適合して伐採された旨が記載された書類の提供を依頼した。またこの際、効率的に合法性確認を行うため、第三者機関による認証等を取得している場合は、そのことを証する書類についても、補足情報として提供を依頼した。</p> <p>その結果、商品が届くまでに、①～⑤の書類の提供を受けた。補足情報として、同社の森林認証取得を証明する書類の提供を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 売買契約書</li> <li>② Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス)</li> <li>③ Packing List (梱包明細書)</li> <li>④ Bill of Lading (船荷証券)</li> <li>⑤ 森林認証 (PEFC-COC) 証書</li> </ul>
手順 2	<p>「手引き」のチェックリスト 1 を活用し、手順 1 で提供された上記の書類に、必要な事項が含まれていることを確認した。</p> <p>提供された書類や作成したチェックリスト 1 等を踏まえ、「手引き」のチェックリスト 2 を活用し、調達する木材について、以下のとおり違法伐採リスクの評価を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• JAS 製材であり、全量が Red Wood (オウシュウアカマツ) であることを確認できたが、伐採国や合法性の根拠を示す書類は得られなかった。 【チェックリスト 2：1、2、5】</li> <li>• 調達先は PEFC 認証を取得していた。【チェックリスト 2：3 (3)】</li> <li>• これらを踏まえ、違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかつたと判断した。</li> </ul>
手順 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 調達先の事業者から、原材料 (製材) の調達先が、ドイツ、スウェーデンの 2 製材事業者であることを記載した書類を取得。【チェックリスト 2：2 (1)】</li> <li>• 2 事業者の HP を確認し、丸太の主な調達先についての情報を参照。</li> <li>• また、合法性確保に関する取り組みを公表しており、森林認証などを取得していることを確認。</li> <li>• 2 事業者は EU 木材規則の対象国に所在していることから、違法伐採木材を原材料としているとは考えにくい。【チェックリスト 2：2 (1)】</li> <li>• これらを踏まえ、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断した。</li> </ul>
記録保存	<p>作成したチェックリストと①～⑤の書類をひとつの簿冊として保存した。このデータは以後の J 社から調達する合板の合法性確認にも活用した。</p>
販売先への提供	<p>調達した集成材の販売時に、合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨を納品書に記入し、販売先に提供した。</p>

チェックリスト1 (中国産集成材)

枠あり

基本的な使用方法

枠なし

より効果的な使用方法

木材等の合法性の確認のためのチェックリスト		
		記入日: ○○年 ○月 △日
取引内容: 中国産レッドウッド(オウシュウアカマツ)集成材の輸入		
取引相手: B社(責任者:○○部□□課△△氏)		
担当者: ●●部■課▲▲		
責任者: ●●部■課△△課長		
チェックリスト1 木材等の調達先に対し提供を求める事項		社内管理番号:
事項	収集した書類(該当するものを選択)	自由記載欄
ア	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	
イ	<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①売買契約書 ②Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス) ③Packing List(梱包明細書) ④Bill of Lading(船荷証券)
ウ	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	
エ	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	②Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス) ③Packing List(梱包明細書) ④Bill of Lading(船荷証券)
オ	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①売買契約書 ②Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス) ③Packing List(梱包明細書) ④Bill of Lading(船荷証券)
カ	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①売買契約書 ②Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス) ③Packing List(梱包明細書) ④Bill of Lading(船荷証券)
キ	<input checked="" type="checkbox"/> 第三者機関による認証の証明書等(森林認証、合法性検証等) <input type="checkbox"/> 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定書 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	⑤森林認証(PEFC-COC)証書

(1)書類に記載のある項目にチェック

(2)書類に記載されていた情報を記入

(3)収集した書類の具体的な名称を記入

## 1) チェックリスト1における作業の流れ

手順1で提供された書類を活用し、以下の作業を行った。

### (1) 確認事項についての記載がある書類についてチェック

書類①～⑤までの書類に記載されている情報を確認し、イ、エ、オ、カ、キの項目において、該当する書類の種類へとチェックした。

なお、「キ. 補足情報」として、調達先の CoC 認証 (PEFC) の取得が確認されたが、取引書類への認証材の表示なかったことから、「ア. 合法性の証明」は得られなかったとした。

### (2) 書類に記載されていた情報を記入

「事項」の列の項目イ～カに、書類①～⑤で確認された情報を記入した。事業者が通常取引を管理するためのデータベースを有しており、本チェックリストと管理番号等で連動することが出来る場合には、記入の必要性はないと思われたが、本チェックリスト1の記載事項を参照しながら、手順2、手順3を行う可能性を想定し、より効果的な記載事項として記入した。

本事例では、集成材の製造が中国で行われたことがわかったが、伐採国又は地域の情報なかったことを記入した。

### (3) 収集した書類の具体的な名称を記入

項目イ、エ、オ、カ、キのチェックに用いた書類の名称を、該当する自由記載欄に記載した。本事例の場合、「ア. 合法性の証明」と「ウ. 伐採国」が取得された書類によりカバーされなかったが、「キ. 補足情報」が得られたことを記入した。

上記(1)～(3)の結果、以下の情報が整理された。

#### 【収集できた書類に記載されていた事項】

- ア 合法性の証明：なし
- イ 輸出者の名称：J社
- ウ 伐採国：不明
- エ 樹種：Red Wood (オウシュウアカマツ)
- オ 品目：集成材
- カ 数量：〇〇m<sup>3</sup>
- キ 補足情報：森林認証 (PEFC-CoC) 証書

チェックリスト2 (中国産集成材)

枠あり

基本的な使用方法

枠なし

より効果的な使用方法

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項			社内管理番号:	
No.	低リスク評価寄与度		事項	理由記載欄
	大	中		
「低リスク評価寄与度」の上位の項目が確認された場合、(1)チェックリスト1を活用しつつ、収集した書類を確認し、該当する項目にチェック				
1	総論			
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	<input type="checkbox"/>	調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	製品は〇〇m3のマツ集成材であるが、伐採国や合法性の根拠は不明。
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)	<input type="checkbox"/>	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
2	原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報			
(1)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています		(2) チェックされなかった根拠を記入
(2)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	調達先はPEFC認証を取得しているが、取引書類からは、調達した製品がCoC材であることが確認できない。
(3)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)	<input type="checkbox"/>	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	
3	調達先に関する情報			
(1)	<input type="checkbox"/>	調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)	<input type="checkbox"/>	調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	調達先はPEFC認証を取得している
(4)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ	
4	原材料となっている樹木が伐採された国又は地域			
(1)	<input type="checkbox"/>	伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	伐採国が不明
(2)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	
5	原材料となっている樹木の樹種			
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	Red Wood(オウシュウアカマツ)
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種に関し、範囲が明確な総称を把握しています	エ、キ	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種は、伐採された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	伐採国不明のために確認できない
(4)	<input type="checkbox"/>	産林木/人工林由来の木材のみが原材料として使われています	キ	
(5)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？				
<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました			
<input checked="" type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました → 【チェックリスト3】へ			伐採国が記載してある書類はなく、欧州、ロシアなど原材料をどこから輸入しているか不明。
(4) 判断の根拠を記入				

## 2) チェックリスト2における作業の流れ

手順1で作成されたチェックリスト1を用いて、以下の作業を行った。

### (1) 違法伐採リスク確認項目にチェック

チェックリスト1のア～カの項目を用いて、該当する違法伐採リスク確認項目（「低リスク評価寄与度」の列）へチェックした。なお、「低リスク評価寄与度」の「中」の項目がチェックされている場合でも、「小」の項目に該当する情報が得られている場合にはチェックを行った。

### (2) チェックした根拠を記入

自由記入欄を活用し、取得された情報を総合したチェックの根拠を記入した。

また、総論（2）及び「2. 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報」（2）、「4. 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域」（1）、「5. 原材料となっている樹木の樹種」（3）へ項目を選択できなかった根拠を記入し、評価をするために不足している情報を明らかにした。

### (3) 総合的なリスク評価、合法性確認の判断

上記(1)のチェックと(2)の根拠を総合的に検討し、伐採国が不明であることを考慮し、合法性が確認できなかったと判断してチェックした。

### (4) 判断の根拠を記入

項目2の合法性を担保する書類及び伐採国が記載してある書類はなかったため、欧州、ロシアなど原材料をどこから輸入しているか不明であることを加味し、判断の根拠を記入した。



チェックリスト3 リスク緩和措置に係る追加的な情報収集事項			社内管理番号:
追加の情報収集の内容	チェックリスト2の項目番号 (No.)	自由記載欄	
1 取引関係者について			
(1) <input checked="" type="checkbox"/> 直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める	2, 3, 4, 5	・調達先の事業者から、原材料(製材)の調達先が、ドイツ、スウェーデンの2製材事業者であることを記載した書類を取得。 ・2事業者のHPを確認し、丸太の主な調達先についての情報を参照。 ・また、合法性確保に関する取り組みを公表しており、森林認証などを取得していることを確認。 ・2事業者はEUTRの対象国に所在していることから、違法伐採木材を原材料としているとは考えにくい。	
(2) <input checked="" type="checkbox"/> 同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる			
(3) <input type="checkbox"/> 調達先や伐採を行う事業者が過去に問題を起こしたことはないか、政府機関や地方自治体に対して照会する			
2 調達する木材そのものについて			
(1) <input type="checkbox"/> 木材の目視を行う	4, 5		(1) 実施した方法にチェック
(2) <input type="checkbox"/> 木材の組織観察を行う			
(3) <input type="checkbox"/> 木材のDNA分析を行う			
(4) <input type="checkbox"/> 木材の安定同位体分析を行う			(2) 収集した情報の内容を記入
3 その他の情報について ※手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む			
(1) <input type="checkbox"/> 問い合わせや訪問調査を行う	1, 2, 4, 5		
(2) <input type="checkbox"/> 伐採地の衛星データ等を確認する			
(3) <input type="checkbox"/> 証明書等に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する			
(4) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):			(3) これまでのチェック内容等を踏まえて、合法性が確認できたか否かを判断してチェック
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたか判断できましたか?			
<input checked="" type="checkbox"/> 違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました			(4) 判断の根拠を記入
<input type="checkbox"/> 違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました			伐採国は特定できなかったが、製材の調達先はEUTR対象国における信頼できる事業者であり、違法伐採リスクは低いと評価した。

### 3) チェックリスト 3 における作業の流れ

手順 2 の判断を受け、以下の作業を行った。

#### (1) 実施した追加の情報収集の内容にチェック

チェックリスト 2 の結果を受けて実施した項目にチェックした。

本事例では、調達先の事業者へ確認し、当該の集成材の製造に使用した原材料（製材）の調達先が記載された書類の提供を依頼した。

#### (2) 実施した追加の情報収集の具体的内容、参照した情報、それらに基づく違法伐採リスクに係る評価を記入

上記①で得られた情報に基づき、特定された調達先との取引関係に関する追加情報をオンラインベースで収集、また調達先の所在する地域について外部の情報も参照し、確認された内容を記入した。

#### (3) 総合的なリスク再評価、合法性確認の判断

上記で得られた情報に基づき、合法性の判断を行った。

#### (4) 判断の根拠を記入

調達先への問い合わせにより、川上の事業者を特定。原材料の調達状況と合法性確認の取組を確認し、外部の情報も参照した結果、違法伐採リスクは無視できると判断した。

## 仮想事例 5 添付資料

- ① 売買契約書
- ② Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス)
- ③ Packing List (梱包明細書)
- ④ Bill of Lading (船荷証券)
- ⑤ 森林認証証書 (PEFC)

① 売買契約書

契約書番号 SH2022-0448

成立時間: 2022/10/7

一、製品名称: JAS集成材製品

二、明細:	サイズ	枚数	パレット数	総数量
RW	105 * 120 *	3985	54 /PCS 3 PKGS	8.1342
RW	105 * 150 *	3985	49 /PCS 3 PKGS	9.2262
RW	105 * 300 *	3985	21 /PCS 3 PKGS	7.9083
RW	105 * 330 *	3985	21 /PCS 3 PKGS	8.6991
RW	105 * 360 *	3985	21 /PCS 6 PKGS	18.9798

三、合計数量: 18 数量、材積量

四、単価: CNF 東京 USD \_\_\_\_\_ /m<sup>3</sup>

五、合計金額: USD \_\_\_\_\_

六、日本揚げ地: 東京 港

七、納期: 实际按照发货计划表执行。

八、T/T支払い住所:

九、注意点:

販売社: 
 サプライヤーの社名  
  
署名

購入社: 
 輸入者の社名  
  
署名

② Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス)

サプライヤーの社名

住所

发票

COMMERCIAL INVOICE

INV NO: SH-2022173

CONTRACT NO: SH2022-0448/449/450

DATE: NOV 3 2022

买方

Sold to Messrs:

輸入者の社名

住所

電話番号

変頭及号码 Marks&Nos	品名 Description	数量 Quantity	单价 Price	总值 Amount
N/M	樹種名 (流通名)、製品名 PINE WOOD KD S4S JAS GLUELAM BEAM			CNF TOKYO JAPAN
	SH2022-0448 105*120UP*3985	52.9476 M3	USD PER M3	USD
	SH2022-0449 105*150UP*2750UP	53.8200 M3	USD PER M3	USD
	SH2022-0450 105*150UP*4985	45.5067 M3	USD PER M3	USD
<b>TOTAL:</b>		<b>152.2743 M3 48BUNDLES</b>		<b>USD</b>



100% pefc certified certificate No. SST-CFCC/PEFC-COC-

PEFC100%

数量、材積量

サプライヤーの社名

③ Packing List (梱包明細書)

サプライヤーの社名

住所

**装箱单**

**PACKING LIST**

INV NO. SH-2022173

买方

Sold to Messrs:

輸入者の社名

住所

電話番号

日期

DATE NOV 3 2022

麦头及号码 Marks&Nos	品名 Description	数量 Quantity	毛重 G.W.KGS	净重 N.W.KGS
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">樹種名 (流通名)、製品名</div> <b>PINE WOOD KD S4S JAS GLUELAM BEAM</b>  <b>SH2022-0448</b> <b>105*120UP*3985</b>  <b>SH2022-0449</b> <b>105*150UP*2750UP</b>  <b>SH2022-0450</b> <b>105*150UP*4985</b>	   <b>52.9476 M3</b>  <b>53.8200 M3</b>  <b>45.5067 M3</b>		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">数量、材積量、重量</div>  <b>152.2743 M3</b> <b>48BUNDLES</b>	<b>72,026KGS</b>	<b>70,503KGS</b>
<b>TOTAL:</b>				

サプライヤーの社名

## 出荷码单

箱号:DRYU9056030

SH2022-0448

序号	包号	规格			数量	M3	拼数	材种	强度等级
		厚	宽	长					
1	448-1	105	120	3985	54	2.7114	4P	RW	E105-F300
2	448-2	105	120	3985	54	2.7114	4P	RW	E105-F300
3	448-3	105	120	3985	54	2.7114	4P	RW	E105-F300
4	448-4	105	150	3985	49	3.0754	5P	RW	E105-F300
5	448-5	105	150	3985	49	3.0754	5P	RW	E105-F300
6	448-6	105	150	3985	49	3.0754	5P	RW	E105-F300
7	448-7	105	300	3985	21	2.6361	10P	RW	E105-F300
8	448-8	105	300	3985	21	2.6361	10P	RW	E105-F300
9	448-9	105	300	3985	21	2.6361	10P	RW	E105-F300
10	448-10	105	330	3985	21	2.8997	11P	RW	E105-F300
11	448-11	105	330	3985	21	2.8997	11P	RW	E105-F300
12	448-12	105	330	3985	21	2.8997	11P	RW	E105-F300
13	448-13	105	360	3985	21	3.1633	10P	RW	E105-F300
14	448-14	105	360	3985	21	3.1633	10P	RW	E105-F300
15	448-15	105	360	3985	21	3.1633	10P	RW	E105-F300
16	448-16	105	360	3985	21	3.1633	10P	RW	E105-F300
17	448-17	105	360	3985	21	3.1633	10P	RW	E105-F300
18	448-18	105	360	3985	21	3.1633	10P	RW	E105-F300

**52.9476**

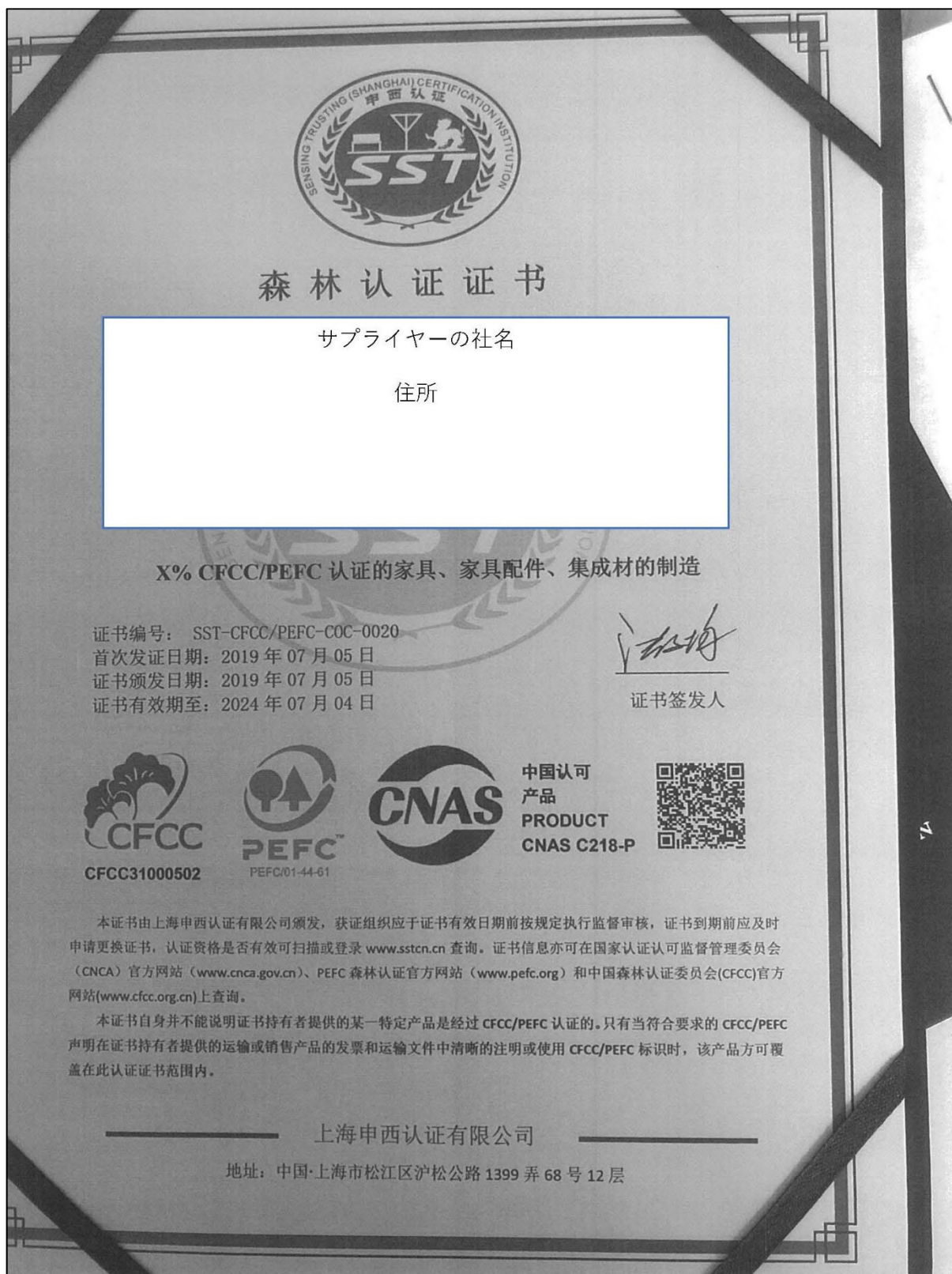
製品规格、数量、材積量、樹種（流通名）

④ Bill of Lading (船荷証券)

BILL OF LADING		NOT NEGOTIABLE UNLESS CONSIGNED "TO ORDER"	
<b>Shipper</b> サプライヤーの社名 住所 電話番号		B/L NO. QTKG22450222	
<b>Consignee (if "To Order" so indicate)</b> 輸入者の社名 住所 電話番号		<b>DALIAN BHC GLOBAL LOGISTICS CO.,LTD.</b> FOR COMBINED TRANSPORT, OR PORT TO PORT SUIMENT OF THROUGH CARRIAGE RECEIVED by the Carrier Goods as specified above in apparent good order and condition unless otherwise stated, to be transported to such place as agreed, authorized or permitted herein and subject to all the terms and conditions appearing on the front and reverse of this Bill of Lading to which the Merchant agrees by accepting this Bill of Lading, any local privileges and customs notwith standing. The particulars given above as stated by the shipper and the weight, measure, quantity condition, contents and value of the Goods are unknown to the Carrier. IN WITNESS whereof one (1) original Bill of Lading has been signed if not otherwise stated above, the same being accomplished the other(s), if any, to be void, if required by the Carrier (1) original Bill of Lading must be surrendered duly endorsed in exchange for the Goods or delivery order.	
<b>Notify Party (No claim shall attach for failure to notify)</b> 輸入者の社名 住所 電話番号			
Pre-carriage by	Place of Receipt		
Ocean Vessel/Voy No. KANWAY GALAXY 2245E	Port of Loading DALIAN	Number of Original Bs/L	
Port of Discharge TOKYO	Place of Delivery TOKYO	Final Destination (for the merchant's reference)	
Marks and Nos; Container Nos.	Number and kind of Packages; Description of Goods	Gross Weight (kgs)	Measurement (m3)
N/M	48 BUNDLES PINE WOOD KD S4S JAS GLUELAM BEAM	72026KGS	152.2743CBM
	数量、樹種名 (流通名)、製品名		重量、材積量
CICU2826446 01741443 40' HC CY/CY TEMU6564359 01741444 40' HC CY/CY DRYU9056030 01741456 40' HC CY/CY			
FREIGHT PREPAID		SURRENDERED	
Total No. of Containers or packages (in words)		SAY: FORTY-EIGHT BUNDLES ONLY.	
Freight and Charges	Revenue Tons	Rate	Per
			Prepaid
			Collect
Prepaid at:	Payable at:	Total Prepaid in local currency	
		Place and Date of Issue DALIAN 2022-11-06	
		Signed for the carrier	
IN WITNESS where of the number of original Bills of Lading stated left have been signed, one of which being accomplished, the other(s) to be void.			



⑤ 森林认证证书 (PEFC)





## 巻末資料 4

事業者向け報告会の発表資料



2023/3/3

林野庁委託事業成果報告会

クリーンウッド法における木材等の合法性確認手引き：

リスクベースで考える木材のデュー・デリジェンス

# クリーンウッド法における木材等の 合法性確認手引きの概要説明

公益財団法人 地球環境戦略研究機関  
生物多様性と森林領域 主任研究員 鮫島弘光

1

## 手引き作成の目的

- 本手引きは2016年制定のクリーンウッド法に対応したもの
- クリーンウッド法では、事業者が木材等を利用する場合に合法伐採木材等を利用することを努力義務として定められるとともに、木材関連事業者の判断の基準となるべき事項として、合法性確認に関する事項が定められている
- 本委託事業では、事業者が木材の合法性確認をより円滑に行うための手引きを作成した

2

## 手引き概要

【はじめに／本手引きの目的】

【解説編】

- 違法伐採を取り巻く状況
- 合法性確認（デュー・デリジェンス）とは何か？
- リスクベースアプローチによる合法性確認を行うとなぜよいのか？

【実務編】

- 1、2章 合法性確認の全体像
- 3～6章 合法性確認の具体的な手順  
（フローチャート・チェックリスト）

3

【解説編】

4

# 1. 違法伐採を取り巻く状況

## ● 違法伐採が引き起こす問題

- 森林の持つ多面的機能（国土の保全、水源涵養、気候変動緩和等）に負の影響を与える可能性
- 不当な価格競争力によって、林業・木材産業の健全な発展に支障をもたらす可能性

## ● 違法伐採対策の重要性の高まり

- 米国、EU、オーストラリア、韓国、中国等で違法伐採木材の取り扱いに対する法令等の整備が進んでいる
- 木材産業の振興や木材利用の推進について社会的な応援を得ていく上で、事業者が、取り扱う木材の合法性確認をしていることを示すことの重要性が増している

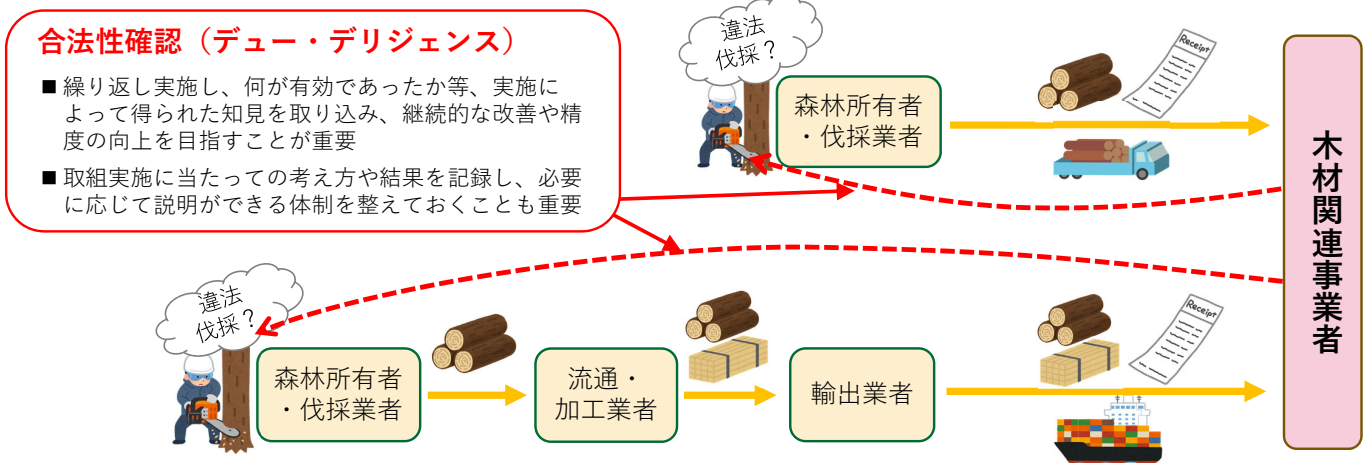
## ● 我が国のこれまでの違法伐採対策

- 2006年 グリーン購入法改正、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」
  - 合法木材が公共調達要件となる → 近年では民間需要も拡大
- 2016年 クリーンウッド法制定（2017年より施行）
  - 全ての事業者に対し、木材等の利用にあたって、合法伐採木材等の利用の努力が義務づけられる
  - 木材関連事業者に対し、その具体的な処置として、合法性の確認が求められる

# 2. 木材等の合法性確認（デュー・デリジェンス）の意義

通常の商取引における書類確認（売買契約書、納品書等）だけでは、調達する木材等が**違法伐採由来である可能性（違法伐採リスク）**を十分排除しているとは言えない場合がある

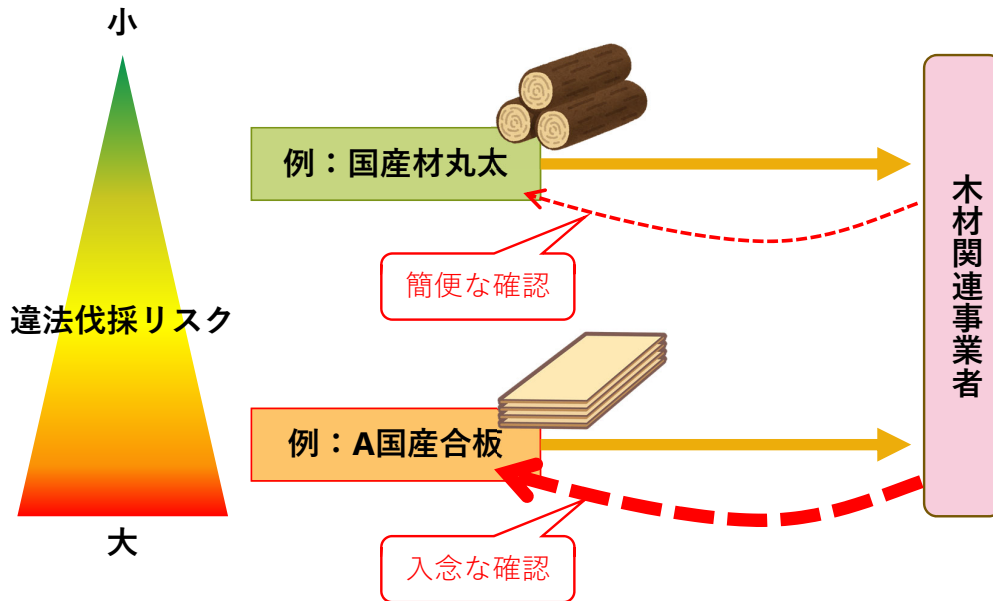
- **合法性確認（デュー・デリジェンス）**が求められる
- 事業者の経営リスク管理や企業価値の向上にも重要



### 3. リスクベースアプローチによる合法性確認の有効性

様々な木材等について同程度の合法性確認を行うのは非効率

→ 違法伐採リスクの大きさに応じた優先順位付けや、念入りな確認



7

【実務編】

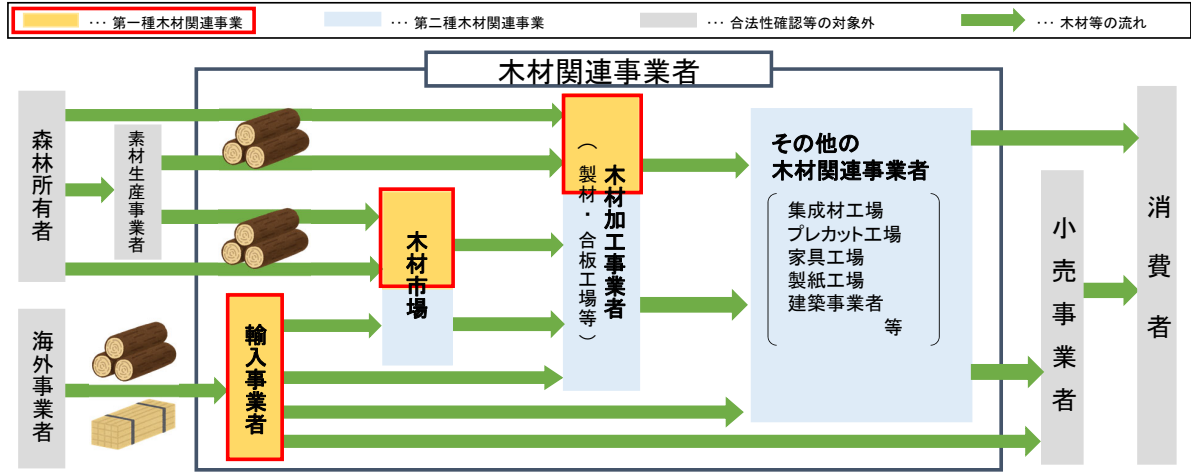
8



# 1. 本手引きの対象事業

## ● 第一種木材関連事業

- 国内の樹木の所有者から譲り受けた丸太の加工・輸出・販売、原木市場における委託販売
- 木材等（丸太や製品）の輸入



- ・ それ以外の木材関連事業は「第二種木材関連事業」
- ・ 単一の事業者が第一種、第二種の両方の事業を行っている場合も存在

# 2. 合法性確認（デュー・デリジェンス）の手順

## ● リスクベースアプローチに基づく手順

- 手順1：書類の収集
- 手順2：書類の確認・リスク評価

→ リスクが無視できると評価したものは合法性が確認できたと判断

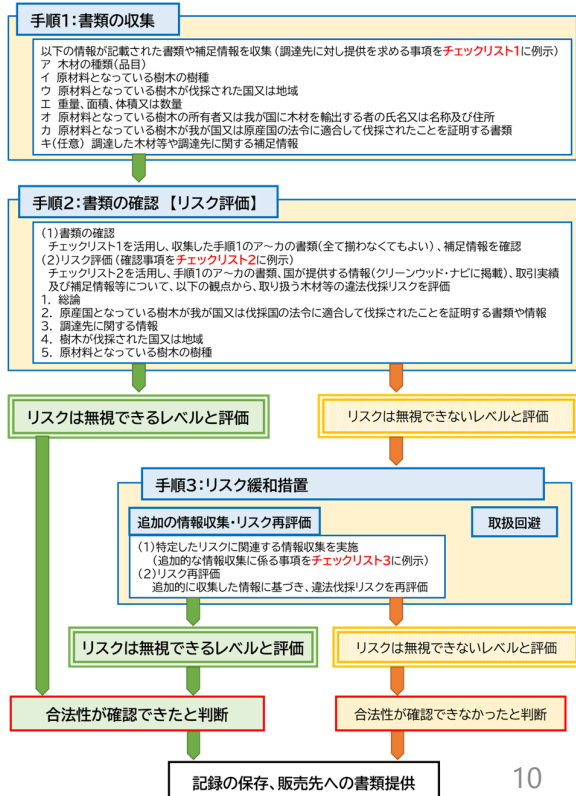
- 手順3：リスクが無視できないと評価したものに対するリスク緩和措置（追加的情報収集とリスク再評価、又は取引回避）

### 【手順や評価項目を整理しておくメリット】

- ・ 合法性確認の効率化
- ・ 社内での業務標準化
- ・ 調達先にどのような木材等が欲しいか明示できる
- ・ 客観的に合法性確認をしていることを対外的に説明する根拠

⇒ 手引きでは手順や評価項目を例示、そのまま活用することも  
ひな形として活用することも可能

### クリーンウッド法における合法性確認手順フローチャート





# チェックリスト1の使用法

枠あり：基本的な使用方法

枠なし：より効果的な使用方法

## 木材等の合法性の確認のためのチェックリスト

記入日

取引内容:																													
取引相手:																													
担当者:																													
責任者:																													
社内管理番号:																													
当該事項について、記載のある書類をチェック	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>収集した書類 (該当するものを選択)</th> <th>自由記載欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ア</td> <td><input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他(具体的に記載):</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">イ</td> <td><input type="checkbox"/> 売買契約書</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ウ</td> <td><input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他(具体的に記載):</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	収集した書類 (該当するものを選択)	自由記載欄	ア	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照)		<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類		その他(具体的に記載):		イ	<input type="checkbox"/> 売買契約書		<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)		<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照)		<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類		ウ	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)		<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照)		<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類		その他(具体的に記載):	
項目	収集した書類 (該当するものを選択)	自由記載欄																											
ア	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照)																												
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類																												
	その他(具体的に記載):																												
イ	<input type="checkbox"/> 売買契約書																												
	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)																												
	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照)																												
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類																												
ウ	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)																												
	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照)																												
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類																												
	その他(具体的に記載):																												

当該事項について、記載のある書類をチェック

当該事項について、記載のある書類の具体的な名称を記入

記載情報を記入

## 5. 手順2：書類の確認・リスク評価

- チェックリスト1で収集した書類の確認



- チェックリスト2を用いたリスク評価

20のリスク評価項目を設定

1. 総論
2. 法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報
3. 調達先の事業者
4. 伐採国又は地域
5. 樹種



- 総合的なリスク評価→合法性確認の判断

### チェックリスト2

No.		確認内容	チェックリスト1の事項	自由記載欄
大	中	小		
<b>1 総論</b>				
(1)	<input type="checkbox"/>	収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	<input type="checkbox"/>	調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)	<input type="checkbox"/>	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
<b>2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報</b>				
(1)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性認証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、林野庁がイテラシ(平成18年)に基づき合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)	<input type="checkbox"/>	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことを証明する書類を取得しています	ア	
(5)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	
<b>3 調達先に関する情報</b>				
(1)	<input type="checkbox"/>	調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約を結んでいます	キ	
(2)	<input type="checkbox"/>	調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定を受けている事業者です	キ	
(4)	<input type="checkbox"/>	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を実施しています	キ	
<b>4 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域</b>				
(1)	<input type="checkbox"/>	伐採国は汚染・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	
(2)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	
<b>5 原材料となっている樹木の情報</b>				
(1)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	
(2)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種に關し、範囲が明確な名称を把握しています	エ、キ	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	
(4)	<input type="checkbox"/>	樹種/人工林由来の木材のみが原材料として使われています	キ	
(5)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
<b>上記の確認により、違法伐採リスクは軽減できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか?</b>				
	<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは軽減できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		
	<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは軽減できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました →【チェックリスト】へ		

## チェックリスト2の使用法①

低リスク評価寄与度を3段階に設定

該当する項目にチェック

入れ子構造：低リスク評価寄与度の上位の項目が確認できれば、下位の項目は省略可能

- 枠あり：基本的な使用方法
- 枠なし：より効果的な使用方法
- 枠なし：解説

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項						
「低リスク評価寄与度」の上位の項目が確認できれば、下位の項目の確認は省略可能です。						
No.	低リスク評価寄与度			確認内容	チェックリスト1の事項	自由記載欄
	大	中	小			
<b>1 総論</b>						
	<input type="checkbox"/>			収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	<input type="checkbox"/>			調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	チェックした根拠を記入
(3)		<input type="checkbox"/>		調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)			<input type="checkbox"/>	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
<b>2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報</b>						
(1)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)		<input type="checkbox"/>		調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(3)			<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)			<input type="checkbox"/>	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)			<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	

15

## チェックリスト2の使用法②

枠なし：項目の解説

丸太、製材、単板、単一の材料  
できている集成材等が該当

公的機関が発行した書類の他、森林認証や林野庁ガイドラインに基づき事業者が発行した合法性証明書等も、法令に適合して伐採されたことを証明する書類とみなせます。  
※ただし公的な証明書も含め、証明書のみで合法性が確認できたと自動的に判断できるわけではなく、他の確認項目も勘案して総合的に判断することが求められます。  
※事業者に対する認証や認定ではないことに注意

伐採地から調達先までの取引関係の情報の把握も低リスク評価に寄与

No.	低リスク評価寄与度			確認内容	チェックリスト1の事項	自由記載欄
	大	中	小			
<b>1 総論</b>						
(1)	<input type="checkbox"/>			収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	<input type="checkbox"/>			調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
(3)		<input type="checkbox"/>		調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)			<input type="checkbox"/>	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
<b>2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報</b>						
(1)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)		<input type="checkbox"/>		調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(3)			<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)			<input type="checkbox"/>	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)			<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	

16

## チェックリスト2の使用方法 ③

3 調達先に関する情報				
(1)	<input type="checkbox"/>	調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	森林認証や合法木材供給事業者認定等
(2)	<input type="checkbox"/>	調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	トランスペアレンシー・インターナショナルなどの公表している指数などが参考になる
(4)	<input type="checkbox"/>	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ	
4 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域				
(1)	<input type="checkbox"/>	伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	我が国ではクリーンウッド法が相当、海外についてはクリーンウッド・ナビに情報あり
(2)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	
5 原材料となっている樹木の樹種				
(1)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	「SPF」や国産材における「その他広葉樹」等、生物学的には複数の属を含むが、範囲が明確なもの ※ 商品名のみしか明らかでない場合があることに注意
(2)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種に関し、範囲が明確な総称を把握しています	エ、キ	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	樹種によっては植林木と天然木で違法伐採リスクが大きく異なる (チーク、マホガニー等)
(4)	<input type="checkbox"/>	植林木／人工林由来の木材のみが原材料として使われています	キ	
(5)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	

17

## チェックリスト2の使用方法 ④

- 枠あり : 基本的な使用方法
- 枠なし : より効果的な使用方法

(5)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？			
	<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました	
	<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました → 【チェックリスト3】へ	

大項目1～5の結果から、事業者自身が評価・判断を行う  
※事業者自身が判断基準を設けることも考えられる

評価・判断を行った理由を記入

18

## チェックリスト3

# 6. 手順3：リスク緩和措置 (追加的情報収集とリスク再評価、又は取引回避)

チェックリスト2において違法伐採リスクが無視できないと評価したもののみに行う

### ● チェックリスト3を用いた追加的情報収集・合法性確認の再判断

#### 【追加の情報収集の内容(例)】

- 取引関係者に関する情報
- 調達する木材そのものに関する情報
- その他の情報(※ 手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む)

### ● 取引回避

追加の情報収集の内容		チェックリスト2の項目番号(No.)	自由記載欄
取引関係者について			
(1)	<input type="checkbox"/> 直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める	2, 3, 4, 5	
(2)	<input type="checkbox"/> 同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる		
(3)	<input type="checkbox"/> 調達先や伐採を担う事業者が過去に問題を起こしたことはないか、政府機関や地方自治体に対して照会する		
調達する木材そのものについて			
(1)	<input type="checkbox"/> 木材の目視を行う	4, 5	
(2)	<input type="checkbox"/> 木材の組織観察を行う		
(3)	<input type="checkbox"/> 木材のDNA分析を行う		
(4)	<input type="checkbox"/> 木材の安定同位体分析を行う		
その他の情報について ※手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む			
(1)	<input type="checkbox"/> 問い合わせや訪問調査を行う	1, 2, 4, 5	
(2)	<input type="checkbox"/> 伐採地の衛星データ等を確認する		
(3)	<input type="checkbox"/> 証明書等に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する		
(4)	<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載) :	-	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたか?			
<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたか?		
<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったか?		

## チェックリスト3の使用方法①

追加の情報収集の内容	チェックリスト2の項目番号(No.)	自由記載欄
取引関係者について		
(1)	<input type="checkbox"/> 直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める	取引関係者に関する追加情報を収集
	<input type="checkbox"/> 同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる	
	<input type="checkbox"/> 調達先や伐採を担う事業者が過去に問題を起こしたことはないか、政府機関や地方自治体に対して照会する	
調達する木材そのものについて		
(1)	<input type="checkbox"/> 木材の目視を行う	樹種や伐採国の直接確認
(2)	<input type="checkbox"/> 木材の組織観察を行う	
(3)	<input type="checkbox"/> 木材のDNA分析を行う	
(4)	<input type="checkbox"/> 木材の安定同位体分析を行う	
その他の情報について ※手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む		
(1)	<input type="checkbox"/> 問い合わせや訪問調査を行う	取引先や同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に対する問い合わせや確認
(2)	<input type="checkbox"/> 伐採地の衛星データ等を確認する	
(3)	<input type="checkbox"/> 証明書等に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する	
その他(具体的に記載) :		

枠あり : 基本的な使用方法

枠なし : より効果的な使用方法

枠なし : 項目の解説

実施した方法  
をチェック

以下の情報を記入

- 具体的な収集方法
- 収集した情報の内容
- 追加情報に基づくリスク評価(必要に応じて外部情報も活用)

## チェックリスト3の使用方式②

枠あり : 基本的な使用方法

枠なし : より効果的な使用方法

(4)	<input type="checkbox"/>		
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたか？	<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました	
	<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました	

再評価・判断を行った理由を記入

追加的情報収集の結果から、事業者自身がリスク再評価・合法性確認の再判断を行う  
 ※事業者自身が判断基準を設けることなども考えられる

21

## 【手引きの活用に向けて】

22

- チェックリストの詳細については有識者・専門家でも様々な意見
  - チェックリスト2のリスク評価項目、「低リスク評価寄与度」や入れ子構造の設定
  - チェックリスト3の構造

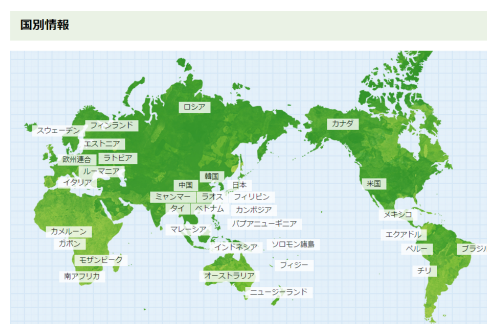
- 手引きの活用にあたって

- 今回の手引きは唯一絶対のものではない
- 自社の状況や世の中の変化に合わせて、リスク評価項目や、どれを重視するか等を見直していくことが重要
- 合法性確認の継続を通じて、精度の向上を図っていく（PDCAを回す）ことが重要

⇒ 手引きをきっかけに、各事業体・業界が、自分なりのデュー・デリジェンスに取り組んでいただくことを期待

## 【参考】 林野庁情報サイト「クリーンウッド・ナビ」

(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>)



- クリーンウッド法の制度解説、登録木材関連事業者に関する登録の方法・登録事業者一覧、合法性確認の方法等に関する手引・Q&A、分かりやすい動画等を発信。
- 国別情報として、35の国や地域（令和4年12月現在）について、木材等の生産及び流通の状況、合法伐採木材等に関連する法令や手続、合法性の確認に活用できる書類の事例等を掲載。
- 登録木材関連事業者による合法伐採木材等の確認等の先進事例を掲載。



2023/3/3

林野庁委託事業成果報告会

クリーンウッド法における木材等の合法性確認手引き：

リスクベースで考える木材のデュー・デリジェンス

# 合法性確認の仮想実施 事例紹介

認定NPO法人 国際環境NGO FoE Japan  
森林チームリーダー 佐々木勝教

1

## 仮想実施の目的

- 手引きを活用した合法性確認の具体例を示し、手引きの利用を促進する

## 仮想実施の手順

- 事業者から提供を受けた実際に輸入の際に確認している書類を一部改変し、仮想の輸入事例を作成
- 以下の木材製品について、フローチャートに沿って、チェックリストを用いた合法性確認を仮想的に実施
  - ①インドネシア合板、②オーストリア製材、③中国集成材

2

# ①インドネシア合板

輸出国と製品	合法性の根拠	樹種	伐採国	手順2	手順3
インドネシア合板	V-Legal (政府の合法性証明書)	メランティ、ファルカタ	インドネシア	リスクは無視できると判断	-

- 継続的に取引のあるインドネシアのB社から輸入する合板に対して、以下のとおり合法性の確認等を行った。
- B社との契約時に、樹種、伐採国、及び法令に適合して伐採された旨が記載された書類の提供を依頼した。またこの際、効率的に合法性確認を行うため、第三者機関による認証等を取っている場合は、そのことを証する書類についても、補足情報として提供を依頼した。
- その結果、商品が届くまでに、①～⑨の書類の提供を受けた。

- ① Contract (契約書)
- ② Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス)
- ③ Packing List (梱包明細書)
- ④ Certificate of Species (樹種証明書)
- ⑤ Report of Testing (試験報告書)
- ⑥ Bill of Lading (船荷証券)
- ⑦ Certificate of Origin (原産地証明書フォームAJ)
- ⑧ ISPM 15(国際貿易における木材こん包材の規制)
- ⑨ V-LEGAL (合法性証明書)

## ① インドネシア合板

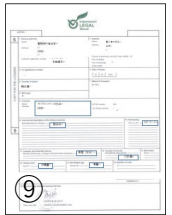
### チェックリスト1

各事項について事項記載のある書類にチェック

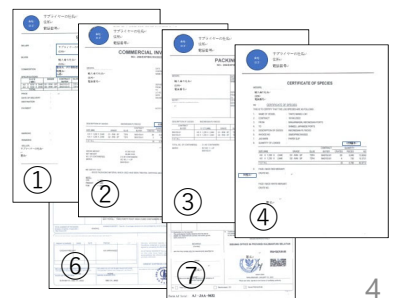
枠あり : 基本的な使用方法  
 枠なし : より効果的な使用方法

入手した書類に基づく対応

✓ ⑨ V-Legalの書類に記載されている事項を選択してチェック



✓ その他の書類についても同様にチェック



項目	収集した書類(該当するものを選択)	自由記載欄
ア	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	⑨V-LEGAL
	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	
イ	<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書	①Contract(契約書)
	<input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Packing List ④Certificate of Species(樹種証明書) ⑥Bill of Lading(船荷証券)
	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照)	
ウ	<input checked="" type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	⑨V-Legal ⑦Certificate of Origin(原産地証明書フォームAJ)
	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	
	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照)	

書類に記載されていた情報を記載

収集した書類の具体的な名称を記載  
 ※必ずしも全ての収集書類を転記しなくてもよい

# ① インドネシア合板

## チェックリスト1

エ	原材料となっている樹木の樹種名: メランティ(フェースバック)、ファルカタ(中芯)	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input checked="" type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	①Contract(契約書) ⑨V-Legal ④Certificate of Species(樹種証明書)
	木材等の種類(品目): 合板	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) その他(具体的に記載):	①Contract(契約書) ②Commercial Invoice(コマーシャルインボイス) ③Packing List ④Certificate of Species(樹種証明書) ⑦Certificate of Origin(原産地証明書フォームA.J.) ⑤V-Legal
	重量、面積、体積、数量: 〇〇m <sup>3</sup>	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) その他(具体的に記載):	①Contract(契約書) ②Commercial Invoice(コマーシャルインボイス) ③Packing List ⑤Bill of Lading(船荷証券) ③Packing List ④Certificate of Species(樹種証明書) ⑤Bill of Lading(船荷証券) ⑥V-Legal
	キ 補足情報	<input type="checkbox"/> 第三者機関による認証の証明書等(森林認証、合法性検証等) <input type="checkbox"/> 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定書 その他(具体的に記載):	

【収集できた書類に記載されていた事項】  
ア 合法性の根拠：V-Legal  
(政府の合法性証明書)

イ 輸出者の名称：B社  
ウ 伐採国：インドネシア  
エ 樹種：メランティ、ファルカタ  
オ 品目：合板  
カ 数量：〇〇m<sup>3</sup>  
キ 補足情報：なし

V-Legal書類にはア～カの全ての情報について記載があったが、イ～カについては他の書類でも確認できた  
※V-Legal書類のみでチェックリスト1を完成させることも可能ですが、収集した書類同士の整合を図る意味においても、根拠となる書類を全て記載することは有効

前ページと同様にチェック、記載

# ① インドネシア合板

## チェックリスト2

・チェックリスト1を活用しつつ、収集した書類を確認  
・該当する項目にチェック

枠あり：基本的な使用方法  
枠なし：より効果的な使用方法  
枠なし：考え方の解説

No.	低リスク評価 寄与度			確認内容	チェックリスト1の 事項	自由記載欄
	大	中	小			
<b>1 総論</b>						
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>			収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>			調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	本品は〇〇m <sup>3</sup> の合板で、その全量についてインドネシアで伐採されたメランティおよびファルカタであり、V-Legalによる合法性証明材であることを確認しました。
(3)		<input type="checkbox"/>		調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)			<input type="checkbox"/>	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
<b>2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報</b>						
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>			調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)		<input type="checkbox"/>		調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(3)			<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)			<input type="checkbox"/>	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)			<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	

法令に適合して伐採されたことを証明する公的書類 (V-Legal) を収集できたためチェック

チェックした根拠を記入

## ① インドネシア合板

伐採国の汚職認識指数 (CPI) は高いとは言えないが、外部の情報源から、当該製品の違法性リスクは低いと評価

これまでのチェック内容等を踏まえて、合法性が確認できたか否かを判断してチェック

3 調達先に関する情報			
(1)	<input type="checkbox"/>	調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ
(3)	<input type="checkbox"/>	調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ
(4)	<input type="checkbox"/>	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ
4 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域			
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ
5 原材料となっている樹木の樹種			
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種に関し、範囲が明確な総称を把握しています	エ、キ
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ
(4)	<input type="checkbox"/>	種林木/人工林由来の木材のみが原材料として使われています	キ
(5)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？			
	<input checked="" type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました	・公的な合法性証明(V-Legal)が得られている。 ・また、BL等の取引書類、原産地証明書、樹種証明書により、情報が多重的にかバーされていることから、違法リスクが低いと判断。
	<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました →【チェックリスト3】へ	

【合法性の判断結果と根拠】  
公的な合法性証明があり、かつ取引書類により情報が多重的にかバーされていることから、違法リスクが低いと判断

判断の根拠を記載

7

## ② オーストリア製材

調達先と製品	合法性の根拠	樹種	伐採国	手順2	手順3
オーストリア製材	なし ※調達先は森林認証 (CoC) 取得しているが、合法性証明書なし	White Wood (オウシュウトウヒ)	不明	伐採国が不明であり、リスクは無視できないと判断	・ 調達先への問い合わせにより、丸太の調達先に対する合法性確認を行っており、伐採国はオーストリアに限定されることを確認 →リスクは無視できると評価

- 継続的に取引のあるオーストリアのC社から輸入する製材に対して、以下のとおり合法性の確認等を行った。
- C社との契約時に、樹種、伐採国、及び法令に適合して伐採された旨が記載された書類の提供を依頼した。またこの際、効率的に合法性確認を行うため、第三者機関による認証等を取得している場合は、そのことを証する書類についても、補足情報として提供を依頼した。
- その結果、商品が届くまでに、①～⑦の書類の提供を受けた。

- ① Sales confirmation (売買確認書)
- ② Invoice (インボイス)
- ③ Package specification (パッケージ仕様)
- ④ Way Bill (貨物運送状)
- ⑤⑥⑦ 調達先のPEFC-CoCの認証書

8

## ②オーストリア製材

### チェックリスト1

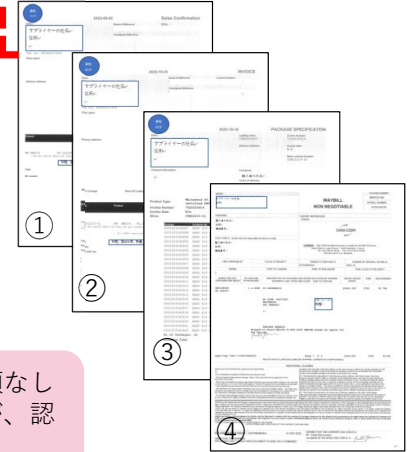
各事項について事項記載のある書類にチェック

事項	収集した書類(該当するものを選択)	自由記載欄
ア 原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照)	
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
	<input type="checkbox"/>	
イ 原材料となっている樹木の所有者又はその木材の輸出者の氏名、名称、住所: C社 オーストリア	<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書	①Sales confirmation(売買確認書) ②Invoice ③Package specification(パッケージ仕様) ④Way Bill(貨物運送状)
	<input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	
	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照)	
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
ウ 樹木が伐採された国又は地域: 不明	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	
	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照)	
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	

- 枠あり : 基本的な使用方法
- 枠なし : より効果的な使用方法
- 枠なし : 考え方の解説

### 入手した書類に基づく対応

✓ ①~④の書類に記載されている事項をチェック



書類に記載されている情報を記載

伐採国又は地域の情報なし  
※製材がオーストリアで行われたことがわかるのみ

法令に適合して伐採されたことを証明する書類なし  
※調達先はCoC認証(PEFC)を取得しているが、認証材との表示なし

9

## ②オーストリア製材

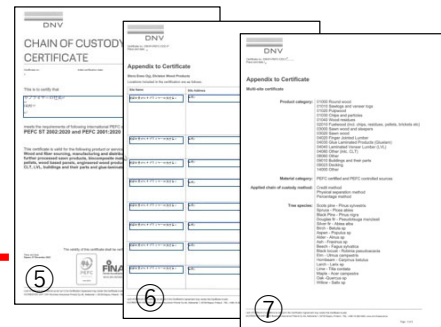
### チェックリスト1

エ 原材料となっている樹木の樹種名: White Wood(オウシュウトウヒ)	<input type="checkbox"/> 納品書	①Sales confirmation(売買確認書) ②Invoice ③Package specification(パッケージ仕様) ④Way Bill(貨物運送状)
	<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書	
	<input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	
	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照)	
オ 製材	<input type="checkbox"/> 納品書	
	<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書	
	<input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) その他(具体的に記載):	
カ 重量、面積、体積、数量: 〇〇m <sup>3</sup>	<input type="checkbox"/> 納品書	①Sales confirmation(売買確認書) ②Invoice ③Package specification(パッケージ仕様) ④Way Bill(貨物運送状)
	<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書	
	<input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) その他(具体的に記載):	
キ 補足情報	<input checked="" type="checkbox"/> 第三者機関による認証の証明書等(森林認証、合法性検証等)	⑤⑦調達先のPEFC-CoCの証明書
	<input type="checkbox"/> 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定書	
	<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	

### 【収集できた書類に記載されていた事項】

- ア 合法性の根拠: なし
- イ 輸出者の名称: C社
- ウ 伐採国: なし
- エ 樹種: WhiteWood(オウシュウトウヒ)
- オ 品目: 製材
- カ 数量: 〇〇m<sup>3</sup>
- キ 補足情報: PEFC-CoCの証明書

書類により、アとウの情報は得られなかったが、キの補足情報が得られた。



前ページと同様にチェック、記載

10

## ②オーストリア製材

### チェックリスト2

- ・チェックリスト1を活用しつつ、収集した書類を確認
- ・該当する項目にチェック

- 枠あり : 基本的な使用方法
- 枠なし : より効果的な使用方法
- 枠なし : 考え方の解説

No.	低リスク評価寄与度			確認内容	チェックリスト1の項目	自由記載欄
	大	中	小			
<b>1 総論</b>						
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>			収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	<input type="checkbox"/>			調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>			調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)	<input checked="" type="checkbox"/>			調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	製品は〇〇m3の製材で、その全量がWW(オウシュウトウヒ)であることを確認。少なくとも一部はオーストリアで伐採されたものであるが、全量かは不明。
<b>2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報</b>						
(1)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	製品がCoC認証材であることが、取引書類から確認できない。
(3)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)	<input type="checkbox"/>			伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	

チェックした根拠を記入

法令に適合して伐採されたことを証明する書類なし  
 ※調達先は事業体としてCoC認証(PEFC)を取得しているが、認証材との表示なし

## ②オーストリア製材

### チェックリスト2

<b>3 調達先に関する情報</b>						
(1)	<input type="checkbox"/>			調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>			調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>			調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	調達先のPEFCのCoC認証証書を確認。
(4)	<input checked="" type="checkbox"/>			調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ	
<b>4 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域</b>						
(1)	<input type="checkbox"/>			伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	製品はオーストリアから輸入しているが、伐採国はオーストリア以外の第三国も含む可能性を棄却できない。
(2)	<input type="checkbox"/>			伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	
<b>5 原材料となっている樹木の樹種</b>						
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>			調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	オウシュウトウヒ
(2)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等の樹種に関し、範囲が明確な総称を把握しています	エ、キ	
(3)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	伐採国不明のために確認できない
(4)	<input type="checkbox"/>			植林木/人工林由来の木材のみが原材料として使われています	キ	
(5)	<input type="checkbox"/>			伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
<b>上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？</b>						
	<input type="checkbox"/>			違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		製品に使用された原材料の伐採国を確認できなかった。また、調達先がPEFC認証を受けていることは確認できたが、取引書類に認証材の記載はなかった。
	<input checked="" type="checkbox"/>			違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました →【チェックリスト3】へ		

伐採国不明のため、評価できない

伐採国不明のため、評価できない

【合法性の判断結果と根拠】  
 伐採国が不明であり、リスクは無視できないと判断

判断の根拠を記載

これまでのチェック内容を踏まえて、合法性が確認できたか否かを判断してチェック

## ②オーストリア製材

### チェックリスト3

追加の情報収集の内容		チェックリスト2の項目番号 (No.)	自由記載欄
1 取引関係者について			
(1)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める	2, 3, 4, 5	調達先に問い合わせを行い、当該製品の原材料(原木)の調達先を確認
(2)	<input type="checkbox"/> 同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる		
(3)	<input type="checkbox"/> 調達先や伐採を担う事業者が過去に問題を起こしたことはないか、政府機関や地方自治体に対して照会する		
2 調達する木材そのものについて			
(1)	<input type="checkbox"/> 木材の目視を行う	4, 5	
(2)	<input type="checkbox"/> 木材の組織観察を行う		
(3)	<input type="checkbox"/> 木材のDNA分析を行う		
(4)	<input type="checkbox"/> 木材の安定同位体分析を行う		
3 その他の情報について ※手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む			
(1)	<input checked="" type="checkbox"/> 問い合わせや訪問調査を行う	1, 2, 4, 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原木の伐採地は複数あったが、全てオーストリア国内で、調達先事業者による合法性の確認が行われていることを確認。</li> <li>・オーストリアは汚職・腐敗が行われている可能性が低いと評価(2022年のCPI指標:71)</li> <li>・オーストリアは違法伐採対策の法律であるEUTRが施行されている(クリーンウッド・ナビ)。</li> </ul>
(2)	<input type="checkbox"/> 伐採地の衛星データ等を確認する		
(3)	<input type="checkbox"/> 証明書等に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する		

実施した方法にチェック

収集した情報の内容を記載

取引関係に関する追加情報を収集

- ・伐採地に関する追加情報を収集
- ・伐採地のリスク評価(外部情報を活用)

13

## ②オーストリア製材

(4)	<input type="checkbox"/>	その他(具体的に記載):	-	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました	<input checked="" type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		伐採国はオーストリアであり、違法伐採リスクは低いと判断した
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました	<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました		

判断の根拠を記載

これまでのチェック内容等を踏まえて、合法性が確認できたか否かを判断してチェック

調達先への問い合わせにより、丸太の調達先に対する合法性確認を行っており、伐採国はオーストリアに限定されることを確認  
→リスクは無視できると判断

14

### ③中国集成材

調達先と製品	合法性の根拠	樹種	伐採国	手順2	手順3
中国集成材	なし ※調達先は森林認証 (CoC) 取得しているが、合法性証明書なし	Red Wood (オウシュウアカマツ) ※JAS製材のため種名が明らか	不明	伐採国が不明であり、リスクは無視できないと判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>調達先への問い合わせにより、原料（製材）の調達先はドイツ、スウェーデンの2事業者であることを確認</li> <li>ドイツ、スウェーデンの2事業者がHPで公開している合法性確保に関する取組や、森林認証取得を確認 →リスクは無視できると評価</li> </ul>

- 新規の取引先である中国のD社から輸入する集成材に対して、以下のとおり合法性の確認等を行った。
- D社との契約時に、樹種、伐採国、及び法令に適合して伐採された旨が記載された書類の提供を依頼した。またこの際、効率的に合法性確認を行うため、第三者機関による認証等を取得している場合は、そのことを証する書類についても、補足情報として提供を依頼した。
- その結果、商品が届くまでに、①～⑤の書類の提供を受けた。

- ①売買契約書
- ②Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス)
- ③Packing List (梱包明細書)
- ④Bill of Lading (船荷証券)
- ⑤森林認証 (PEFC-COC) 証書

### ③中国集成材

#### チェックリスト1

各事項について事項記載のある書類にチェック

- 枠あり : 基本的な使用方法
- 枠なし : より効果的な使用方法
- 枠なし : 考え方の解説

#### 入手した書類に基づく対応

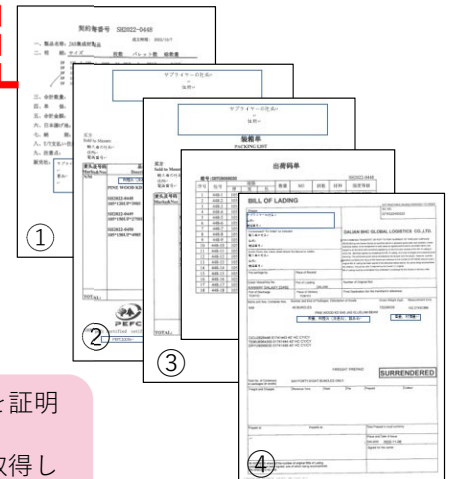
✓ ①～④の書類に記載されている事項をチェック

事項	収集した書類(該当するものを選択)	自由記載欄
A 原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照)	
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
	<input type="checkbox"/>	
B 原材料となっている樹木の所有者又はその木材の輸出者の氏名、名称、住所: D社	<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書	①売買契約書
	<input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Packing List ④Bill of Lading(船荷証券)
	<input type="checkbox"/>	
C 樹木が伐採された国又は地域: 不明	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照)	
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
	<input type="checkbox"/>	
D 樹木が伐採された国又は地域: 不明	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	
	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照)	
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	

書類に記載されていた情報を記載

伐採国又は地域の情報なし  
※集成材の製造が中国で行われたことがわかるのみ

法令に適合して伐採されたことを証明する書類なし  
※調達先はCoC認証 (PEFC) を取得しているが、認証材との表示なし





### ③中国集成材

#### チェックリスト1

エ	原材料となっている樹木の樹種名: Red Wood	<input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Packing List ④Bill of Lading(船荷証券)	
		<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書の公的書類 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):		
	オ	木材等の種類(品目): 集成材	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	①売買契約書 ②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Packing List ④Bill of Lading(船荷証券)
カ	重量、面積、体積、数量: ○○m <sup>3</sup>	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	①売買契約書 ②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Packing List ④Bill of Lading(船荷証券)	
	キ	補足情報 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者機関による認証の証明書等(森林認証、合法性検証等) <input type="checkbox"/> 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定書 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	⑤森林認証(PEFC-CoC)証書	

#### 【収集できた書類に記載されていた事項】

- ア 合法性の根拠：なし
- イ 輸出者の名称：D社
- ウ 伐採国：なし
- エ 樹種：RW (オウシュウアカマツ)
- オ 品目：製材
- カ 数量：○○m<sup>3</sup>
- キ 補足情報：PEFC-CoCの認証書

書類により、アとウの情報は得られなかったが、キの補足情報が得られた。



⑤

前ページと同様にチェック、記載

### ③中国集成材

#### チェックリスト2

- ・チェックリスト1を活用しつつ、収集した書類を確認
- ・該当する項目にチェック

No.	低リスク評価 寄与度			確認内容	チェックリスト1の 事項	自由記載欄
	大	中	小			
<b>1 総論</b>						
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>			収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	<input type="checkbox"/>			調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	製品は○○m <sup>3</sup> のマツ集成材であるが、伐採国や合法性の根拠は不明。
(3)		<input checked="" type="checkbox"/>		調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)			<input type="checkbox"/>	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
<b>2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報</b>						
(1)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)		<input type="checkbox"/>		調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	調達先はPEFC認証を取得しているが、取引書類からは、調達した製品がCoC材であることが確認できません。
(3)			<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)			<input type="checkbox"/>	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)			<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	

- 枠あり : 基本的な使用方法
- 枠なし : より効果的な使用方法
- 枠なし : 考え方の解説

チェックできなかった根拠を記入

法令に適合して伐採されたことを証明する書類なし  
※調達先はCoC認証(PEFC)を取得しているが、認証材との表示なし

### ③中国集成材

#### チェックリスト2

3 調達先に関する情報				
(1)	<input type="checkbox"/>	調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)	<input type="checkbox"/>	調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	調達先はPEFC認証を取得している
(4)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ	
4 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域				
(1)	<input type="checkbox"/>	伐採国は汚職、腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	伐採国が不明
(2)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	
5 原材料となっている樹木の樹種				
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	Red Wood(オウシュウアカマツ)
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種に関し、範囲が明確な総称を把握しています	エ、キ	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	伐採国不明のために確認できない
(4)	<input type="checkbox"/>	種林木/人工林由来の木材のみが原材料として使われています	キ	
(5)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？				
	<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		
	<input checked="" type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました →【チェックリスト3】へ		伐採国が記載してある書類はなく、欧州、ロシアなど原材料をどこから輸入しているか不明。

伐採国不明のため、評価できない

伐採国不明のため、評価できない

これまでのチェック内容等を踏まえて、合法性が確認できたか否かを判断してチェック

【合法性の判断結果と根拠】伐採国が不明であり、リスクは無視できないと判断

判断の根拠を記載

### ③中国集成材

#### チェックリスト3

	追加の情報収集の内容	チェックリスト2の項目番号 (No.)	自由記載欄
1	取引関係者について		
(1)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等追加情報を求める	2, 3, 4, 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達先の事業者から、原材料(製材)の調達先が、ドイツ、スウェーデンの2製材事業者であることを記載した書類を取得。</li> <li>・2事業者のHPを確認し、丸太の主な調達先についての情報を参照。</li> <li>・また、合法性確保に関する取り組みを公表しており、森林認証などを取得していることを確認。</li> <li>・2事業者はEUTRの対象国に所在していることから、違法伐採木材を原材料とするとは考えにくい。</li> </ul>
(2)	<input checked="" type="checkbox"/> 同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に関し、問い合わせる		
(3)	<input type="checkbox"/> 調達先や伐採を担う事業者が過去に問題を起こしたことまなわ、政府機関や地方自治体に対して照会する		
2	調達する木材そのものについて		
(1)	<input type="checkbox"/> 木材の目視を行う	4, 5	
(2)	<input type="checkbox"/> 木材の組織観察を行う		
(3)	<input type="checkbox"/> 木材のDNA分析を行う		
(4)	<input type="checkbox"/> 木材の安定同位体分析を行う		
3	その他の情報について ※手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む		
(1)	<input type="checkbox"/> 問い合わせや訪問調査を行う	1, 2, 4, 5	
(2)	<input type="checkbox"/> 伐採地の衛星データ等を確認する		
(3)	<input type="checkbox"/> 証明書等に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する		

実施した方法にチェック

収集した情報の内容を記載

・取引関係に関する追加情報を収集  
・原材料の調達先を特定  
・調達先の所在する地域について、外部の情報を活用

### ③中国集成材

(4)	□	その他(具体的に記載):	-	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できた。判断できなかった	■	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		伐採国は特定できなかったが、製材の調達先はEUTR対象国における信頼できる事業者であり、違法伐採リスクは低いと評価した。
	□	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました		

判断の根拠を記載

これまでのチェック内容等を踏まえて、合法性が確認できたか否かを判断してチェック

調達先への問い合わせにより、川上の事業者を特定。原材料の調達状況と合法性確認の取組を確認。  
→リスクは無視できると判断

### 仮想実施5事例 [ 報告書には本日を発表を含めた5事例を掲載予定 ]

調達先と製品	合法性の根拠	樹種	伐採国	手順2	手順3
米国丸太	なし	ダグラスファー	米国	自社の認証林からの木材であり、違法伐採リスクは無視できると判断	
カナダ製材	PEFC	ダグラスファー	カナダ	リスクは無視できると判断	
オーストリア製材	なし	White Wood (オウシュウトウヒ)	不明	伐採国が不明であり、リスクは無視できないと判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>調達先へ問い合わせ、丸太の調達先に対する合法性確認を行っており、伐採国はオーストリアに限定されることを確認</li> </ul> →リスクは無視できると判断
インドネシア合板	V-Legal	メランティ、ファルカタ	インドネシア	リスクは無視できると判断	
中国集成材	なし	Red Wood (オウシュウアカマツ)	不明	伐採国が不明であり、リスクは無視できないと判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>調達先へ問い合わせ、原料(製材)の調達先はドイツ、スウェーデンの2事業者であることを確認</li> <li>これら事業者がHPで公開している合法性確保に関する取組等を確認</li> </ul> →リスクは無視できると判断

## 注意事項

- 今回示した事例の評価、判断は一つの例であり、同じ書類を得ても

①情勢の変化

②事業者

③デュー・デリジェンスの精度向上

などによって異なる評価、判断が行われることは十分に考えられる

- これらの事例と同様のケースにおいて、今回示した書類を全て集めなければ、合法性確認（デュー・デリジェンス）を実施できない又は、合法性が確認できたと判断できない、ことを示しているわけではない

23

## まとめ：仮想実施の工夫と活用のお願ひ

- 今回の仮想実施は、日本に輸入される木材のボリュームゾーンを対象とした
- 手順1の多くの項目は、通常取引書類の記載情報でカバーできる
- 手順1では主に合法性の根拠と伐採国情報が得にくいだが、他の項目の情報から違法伐採リスクが無視できると評価するケースを示した
- イメージしづらいとの指摘が多い手順3に至る事例を2事例作成した



事業者の状況に合わせて、手引きと仮想実施を活用ください

24